



# 熊本県公報

第13528号  
令和8年(2026年)  
4月21日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

**告 示**

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 1
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 1
- 指定公金事務取扱者の指定…………… (子ども未来課) 2
- クリーニング師研修及び業務従事者講習の指定…………… (薬務衛生課) 2
- 災害対策基本法第2条第6号の規定に基づく指定地方公共機  
関の指定…………… (防災推進課) 3

**公 告**

- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 3
- 土地改良区が定める管理規程の認可…………… ( 〃 ) 3
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (担い手支援課) 4
- 肥料登録…………… (農業技術課) 6
- 肥料登録…………… ( 〃 ) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( 〃 ) 7
- 令和8年度(2026年度)電子申請システム(LoGoフォー  
ム)提供業務に係る随意契約の相手方等の決定…………… (デジタル戦略推進課) 7

**登 載 依 頼**

- 令和8年度(2026年度)第1回熊本県立図書館協議会の  
開催…………… (熊本県立図書館協議会) 7
- 少年指導委員の委嘱…………… (警察本部生活安全企画課) 8
- 天草不知火海区における漁場計画の変更に関する公聴会の開  
催…………… (天草不知火海区漁業調整委員会) 8
- 熊本県有明海区における漁場計画の変更に関する公聴会の開  
催…………… (有明海区漁業調整委員会) 31
- 労働関係調整法第10条の規定によるあっせん員候補者…………… (労働委員会) 32

## 告 示

### 熊本県告示第356号

令和3年(2021年)1月26日熊本県告示第81号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年(2026年)4月21日

熊本県知事 木 村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
竹崎3	宇城市松橋町竹崎	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部において縦覧に供する。)

### 熊本県告示第357号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和8年(2026年)4月21日

熊本県知事 木 村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
竹崎3	宇城市松橋町竹崎	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第358号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定により公金の収納に関する事務(以下「公金事務」という。)を次のとおり委託したので、同条第2項及び熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11条)第28条の2の規定により告示する。

令和8年(2026年)4月21日

熊本県知事 木 村 敬

- 公金事務の委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称及び事務所の所在地
  - 名称 社会福祉法人日本保育協会
  - 所在地 東京都千代田区麹町一丁目6番地2
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等  
熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)第2条第1項第110号の2に規定する保育士登録申請手数料、同項第110号の3に規定する保育士登録証書換え交付手数料及び同項第110号の4に規定する保育士登録証再交付手数料
- 法第243条の2第1項の規定による指定をした日及び委託をした日  
令和8年(2026年)3月31日
- 指定公金事務取扱者が委託を受けて公金事務を行うことができる期間  
令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

熊本県告示第359号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項に規定する研修(以下「研修」という。)及び同法第8条の3に規定する講習(以下「講習」という。)として次のとおり指定した。

令和8年(2026年)4月21日

熊本県知事 木 村 敬

- 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
  - 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
  - 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 研修及び講習の種類
  - 第1型研修(研修のうちクリーニング師が研修に出席若しくはデジタル技術を活用して、研修の科目を受講するもの)
  - 第1型講習(講習のうちクリーニング業務の従事者が講習に出席若しくはデジタル技術を活用して、講習の科目を受講するもの)
- 第1型研修について
  - 開催年月日及び受講場所
 

開催年月日	受講場所
令和8年(2026年)5月1日(金)	自宅等におけるオンデマンド受講
令和9年(2027年)3月31日(水)	
  - 科目及び時間数
    - ア 衛生法規及び公衆衛生 1時間
    - イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間
    - ウ 洗濯物の処理 1時間
    - エ 繊維及び繊維製品 1時間
 (注) 研修終了後、レポートの提出あり
  - 受講料  
5,000円
- 第1型講習について
  - 開催年月日及び受講場所
 

開催年月日	受講場所
令和8年(2026年)5月1日(金)	自宅等におけるオンデマンド受講

令和9年(2027年)3月31日(水)

- (2) 科目及び時間数
  - ア 衛生法規及び公衆衛生 1時間
  - イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間
  - ウ 洗濯物の処理 1時間
  - エ 繊維及び繊維製品 1時間
- (注) 講習終了後、レポートの提出あり
- (3) 受講料  
4,500円

**熊本県告示第360号**

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第6号の規定に基づき熊本県知事が指定する指定地方公共機関は、次のとおりとし、令和8年4月21日から施行する。なお、令和5年1月13日熊本県告示第24号(災害対策基本法第2条第6号の規定に基づく指定地方公共機関の指定)は、廃止する。

令和8年(2026年)4月21日

熊本県知事 木村 敬

- 1 公益社団法人熊本県トラック協会
- 2 一般社団法人熊本県バス協会
- 3 一般社団法人熊本県タクシー協会
- 4 熊本電気鉄道株式会社
- 5 くま川鉄道株式会社
- 6 南阿蘇鉄道株式会社
- 7 肥薩おれんじ鉄道株式会社
- 8 三和商船株式会社
- 9 熊本フェリー株式会社
- 10 熊本県海運組合
- 11 熊本国際空港株式会社
- 12 熊本県土地改良事業団体連合会
- 13 天草ガス株式会社
- 14 九州ガス株式会社
- 15 山鹿都市ガス株式会社
- 16 一般社団法人熊本県LPガス協会
- 17 株式会社熊本放送
- 18 株式会社テレビ熊本
- 19 株式会社熊本県民テレビ
- 20 熊本朝日放送株式会社
- 21 株式会社エフエム熊本
- 22 株式会社熊本日日新聞社
- 23 公益社団法人熊本県医師会
- 24 公益社団法人熊本県看護協会
- 25 社会福祉法人熊本県社会福祉協議会
- 26 一般社団法人熊本県歯科医師会
- 27 公益社団法人熊本県薬剤師会
- 28 一般社団法人熊本県建設業協会
- 29 一般社団法人熊本県産業資源循環協会
- 30 特定非営利活動法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク

**公 告**

**熊本県公告第213号**

菊池郡大津町に事務所を置くおおきく土地改良区理事長吉本孝寿から令和8年(2026年)3月31日付けで申請のあった定款の変更については、令和8年(2026年)4月10日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和8年(2026年)4月21日

熊本県知事 木村 敬

**熊本県公告第214号**

おおきく土地改良区から申請のあった管理規程の設定については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の規定により令和8年(2026年)4月10日付けで認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和8年(2026年)4月21日

熊本県知事 木 村 敬

管理規程の概要

おおきく土地改良区が管理する頭首工の管理に関する規程

熊本県公告第215号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年（2026年）4月21日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

所有権の移転を行う者		所有権の移転を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
南 朝美	熊本市	熊本市東区画図町大字下無田字大島573番ほか1筆
松本 涼佑	熊本市	熊本市西区松尾町平山字上岩戸654番
小山 秀徳	熊本市	熊本市南区奥古閑町字上前通21番1ほか2筆
吉村 直子	熊本市	熊本市南区畠口町字北一389番ほか7筆
堺 俊文	熊本市	熊本市南区川口町字湫735番ほか1筆
山形 正子	熊本市	熊本市南区白石町字南外潟1151番1
栗原 啓一	熊本市	熊本市北区植木町色出字古井川213番1
角田 厚誠	熊本市	熊本市北区植木町豊田字丸尾1089番ほか1筆
田代 元	福岡県宗像市	宇土市走潟町字走潟227番1
田代 早苗	宇土市	宇土市走潟町字走潟226番1
田代 一典	宇土市	宇土市走潟町字走潟304番
高木 理有	宇城市	宇城市三角町前越字赤松1953番1ほか2筆
森山 誠悟	熊本市	宇城市豊野町安見字蛭田375番1ほか1筆
城 幹夫	菊池市	菊池市木庭字道坂30番ほか1筆
吉良 悦子	菊池市	菊池市下河原字上青井原1756番2
米澤 杏奈	広島県広島市	菊池市西寺字水町427番1ほか2筆
神尾 和之	山鹿市	菊池市七城町山崎字小園402番ほか1筆
大林 淑子	滋賀県大津市	菊池市泗水町豊水字請原1550番
大林 敏之	菊池市	菊池市泗水町豊水字請原1551番
澤田 裕典	合志市	合志市幾久富字下請地803番
西本 東海男	大津町	菊池郡菊陽町大字久保田字上原3271番1
野添 耕一	阿蘇市	阿蘇市黒川字千丁無田807番363ほか2筆
森 重行	熊本市	阿蘇市黒川字寒池596番ほか4筆
江藤 弘徳	千葉県船橋市	阿蘇市黒川字新井手717番1ほか2筆
岩永 純一	阿蘇市	阿蘇市一の宮町中通字黒崎2141番ほか1筆
今村 明	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字大道下4786番
中川 トミヨ	益城町	上益城郡益城町大字惣領字上網場口6番ほか1筆
一村 ユミ	甲佐町	上益城郡甲佐町大字府領字上平下62番
山田 貴博	甲佐町	上益城郡甲佐町大字早川字向鶴1131番

北 昭雄	熊本市	上益城郡甲佐町大字早川字前田874番1ほか1筆
村松 俊昭	錦町	球磨郡錦町大字西字永野180番1ほか9筆
小島 里美	あさぎり町	球磨郡錦町大字木上西字永迫1133番1ほか1筆
中岡 さつ子	錦町	球磨郡錦町大字西字上田2116番1
恒松 康則	錦町	球磨郡錦町大字西字田島374番1ほか1筆
佐々木 チエ子	人吉市	球磨郡錦町大字西字田島374番2
江口 スエ子	錦町	球磨郡錦町大字西字向鶴2130番1ほか1筆
平田 正隆	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上北字宮床2352番ほか1筆
武智 多美子	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上西字南清水95番1ほか1筆
春山 コト	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上東字瀬宮1329番
釜口 亜矢子	鹿児島県鹿児島市	球磨郡あさぎり町岡原北字宮野57番1
上米良 英樹	福岡県福岡市	球磨郡水上村大字岩野字前田960番ほか1筆
畠山 チエカ	山江村	球磨郡山江村大字山田甲字杵町1238番1ほか2筆
稲留 久美子	山江村	球磨郡山江村大字山田甲字梅木523番1ほか3筆

所有権の移転を受ける者		所有権の移転を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社中原温室	熊本市	熊本市西区中原町字井樋尻284番1ほか6筆
木庭 有盛	熊本市	熊本市北区植木町田底字苗代田1637番1
坂井 北斗	菊池市	熊本市北区植木町田底字深町2643番
株式会社米米農場	美里町	宇城市豊野町安見字神山1741番ほか1筆
古閑 清吉	菊池市	菊池市七城町岡田字野中763番1ほか1筆
迫 昭一郎	菊池市	菊池市西迫間字下原213番
田中 欣生	菊池市	菊池市豊間字上原2169番1ほか3筆
霍田 崇	菊池市	菊池市七城町高田字切明47番1ほか1筆
株式会社菊池未来農場	菊池市	菊池市旭志麓字櫛山1060番30ほか4筆
株式会社Cha茶Family	奈良県奈良市	菊池市旭志麓字新山2926番18ほか8筆
株式会社安村芝園	合志市	合志市豊岡字浮地1112番1
廣永農園株式会社	合志市	合志市幾久富字十三部558番
株式会社なかせ農園	大津町	菊池郡大津町大字岩坂字持矢倉908番
株式会社中島牧場	阿蘇市	阿蘇市黒川字三十六371番1ほか1筆
堀川 博光	益城町	上益城郡益城町大字島田字馬場崎1256番3
大城 博泰	山都町	上益城郡山都町原字上舞足787番ほか3筆
今田 良久	錦町	球磨郡錦町大字西字涼松999番ほか3筆
内山 幸一	錦町	球磨郡錦町大字西字鳥居松1633番24
園田 涼也	錦町	球磨郡錦町大字西字山下1131番2ほか5筆
植木 義弘	錦町	球磨郡錦町大字木上西字岩下1853番

那須 史明	多良木町	球磨郡多良木町大字久米字平松1050番ほか1筆
コムラ苗樹株式会社	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字小原ノ上60番1ほか2筆

2 認可年月日  
令和8年(2026年)4月10日

**熊本県公告第216号**

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和8年(2026年)4月21日

熊本県知事 木 村 敬

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1402号	魚廃物加工肥料	調整魚粉	窒素全量：4.5 りん酸全量：5.0 加里全量：2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社 三成 熊本県宇土市馬之瀬町555番地	令和11年(2029年)4月21日

**熊本県公告第217号**

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和8年(2026年)4月21日

熊本県知事 木 村 敬

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1420号	生石灰	85.0生石灰	アルカリ分：85.0	該当なし	岩崎工業株式会社 熊本県玉名郡玉東町大字稲佐301	令和14年(2032年)4月14日
熊本県肥第1421号	消石灰	65.0生石灰	アルカリ分：65.0	該当なし	岩崎工業株式会社 熊本県玉名郡玉東町大字稲佐301	令和14年(2032年)4月14日

**熊本県公告第218号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)4月21日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字久保田字柳尾1715番2  
440.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
菊池郡大津町大字大津2399番地80  
吉野 将真  
吉野 美紗希

**熊本県公告第219号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）4月21日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
荒尾市川登字中牟田1064番1、同1064番5、同1065番1、同1070番1、同1071番2及び同1072番1  
1,691.30平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
東京都品川区大崎一丁目11番2号  
株式会社ローソン

**熊本県公告第220号**

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和8年（2026年）4月21日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 特定役務の名称及び数量  
令和8年度（2026年度）電子申請システム（LoGoフォーム）提供業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県企画振興部デジタル改革推進局デジタル戦略推進課地域デジタル化推進班  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和8年（2026年）3月27日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社K I S  
熊本市南区幸田一丁目6番27号
- 5 契約金額  
39,619,085円（うち消費税及び地方消費税の額3,601,735円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第11条第1項第1号の規定による。

**登載依頼****熊本県立図書館協議会公告第1号**

令和8年度（2026年度）第1回熊本県立図書館協議会の会議を次のとおり開催する。

令和8年（2026年）4月21日

熊本県立図書館協議会

- 1 開催日時  
令和8年（2026年）4月24日（金）午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区出水二丁目5番1号  
熊本県立図書館 3階大研修室
- 3 議題  
第2回熊本県立図書館のあり方検討について  
①県立図書館における現状と課題について  
②施設説明（館内案内）
- 4 傍聴人の定員  
5人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。  
(2) 傍聴手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市中央区出水二丁目5番1号  
熊本県立図書館協議会事務局（熊本県立図書館総務課内）  
（電話096-384-5000）

熊本県公安委員会告示第5号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により少年指導委員を次のように委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定により告示する。

令和8年4月21日

熊本県公安委員会委員長 甲斐 隆博

- 1 委嘱年月日
令和8年4月1日
2 委嘱を受けた者の氏名、連絡先及び活動区域

Table with 3 columns: 氏名, 連絡先, 活動区域. Rows include 金城 博之 and 野口 太志.

天草不知火海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定に基づき、天草不知火海区における漁場計画の変更に関する公聴会の開催日時及び開催場所並びに漁場計画を次のとおり告示する。

令和8年（2026年）4月21日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

- 1 開催日時 令和8年（2026年）5月7日（木）午前10時30分から
2 開催場所 熊本県庁行政棟本館5階審議会室（熊本市中央区水前寺六丁目18-1）
3 天草不知火海区漁場計画の変更（案）
4 その他

漁場計画番号 天区第1号

- 1 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
(2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
(3) 漁場の位置 上天草市松島町阿村地先
(4) 漁場の区域
2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
3 関係地区 上天草市松島町
4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第8号

- 1 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
(2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
(3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
(4) 漁場の区域
2 基点1 熊本県漁場基点天第142号（天草市河浦町崎津名越鼻北端）
ア 基点1と天草市河浦町神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ33度・650メートルのところ
イ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ344度・560

- メートルのところ
- ウ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ330度・460
- メートルのところ
- エ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ324度・570
- メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町
- 4 条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第611号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 とさかのり・みりん養殖業
  - (2) 漁業時期 10月1日から翌年6月30日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 北緯32度18分14.0秒、東経130度2分5.3秒
    - イ 北緯32度18分12.3秒、東経130度2分7.1秒
    - ウ 北緯32度18分14.2秒、東経130度2分11.0秒
    - エ 北緯32度18分16.0秒、東経130度2分9.5秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町河浦、今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
- 4 条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
  - (3) 養殖施設は、毎年6月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第681号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ・あかもく・ひじき・かき養殖業
  - (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第24号(上天草市大矢野町手取島山頂)
    - 基点2 熊本県漁場基点天第20号(大矢野町野釜漁港東側防波堤南側突端)
    - ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ247度・100メートルのところ
    - イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ282度・730メートルのところ
    - ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ243度・1,010メートルのところ
    - エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ204度・710メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第821号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ・かき垂下式養殖業
  - (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第23号(上天草市大矢野町中江後北端)
    - ア 基点1から真方位349度23分・860メートルのところ
    - イ 基点1から真方位340度23分・890メートルのところ
    - ウ 基点1から真方位342度23分・990メートルのところ
    - エ 基点1から真方位351度23分・960メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第823号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ・かき垂下式養殖業
- (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町登立地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区

- 域
- ア 北緯32度36分10.4秒、東経130度26分57.5秒
- イ 北緯32度36分8.6秒、東経130度26分55.9秒
- ウ 北緯32度36分4.7秒、東経130度27分1.9秒
- エ 北緯32度36分6.6秒、東経130度27分3.3秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 上天草市大矢野町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第828号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
- (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区

- 域
- ア 北緯32度18分38.3秒、東経130度2分32.9秒
- イ 北緯32度18分33.3秒、東経130度2分43.5秒
- ウ 北緯32度18分37.1秒、東経130度2分46.4秒
- エ 北緯32度18分40.7秒、東経130度2分36.6秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第830号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
- (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区

- 域
- ア 北緯32度18分13.2秒、東経130度2分38.3秒
- イ 北緯32度18分10.5秒、東経130度2分42.2秒
- ウ 北緯32度18分15.7秒、東経130度2分47.6秒
- エ 北緯32度18分18.9秒、東経130度2分44.1秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第836号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ・かき垂下式養殖業
- (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区

- 域
- 基点1 熊本県漁場基点天第200号(天草市新和町天附鼻南東端)
- ア 基点1と天草市新和町小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ89度・250メートルのところ
- イ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ66度・305メートルのところ
- ウ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ11度1分・186

- メートルのところ
- エ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ6度14分・63メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市新和町
- 4 条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第568号(新設)

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
  - (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町大先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 北緯32度22分28.2秒、東経130度18分50.2秒
    - イ 北緯32度22分16.2秒、東経130度19分3.4秒
    - ウ 北緯32度22分23.0秒、東経130度19分9.3秒
    - エ 北緯32度22分34.9秒、東経130度18分56.2秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市龍ヶ岳町大先
- 4 条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 敷設する生け簀の面積は、13,000平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第569号(新設)

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
  - (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 北緯32度36分40.8秒、東経130度25分2.4秒
    - イ 北緯32度36分39.6秒、東経130度25分2.4秒
    - ウ 北緯32度36分39.6秒、東経130度25分1.2秒
    - エ 北緯32度36分40.8秒、東経130度25分1.2秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町
- 4 条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
  - (3) 敷設する生け簀の面積は、148平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第612号(新設)

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 とさかのり・みりん養殖業
  - (2) 漁業時期 10月1日から翌年6月30日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 北緯32度18分42.2秒、東経130度0分43.9秒
    - イ 北緯32度18分40.6秒、東経130度0分44.9秒
    - ウ 北緯32度18分44.2秒、東経130度0分50.8秒
    - エ 北緯32度18分45.5秒、東経130度0分49.2秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町河浦、今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
- 4 条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
  - (3) 養殖施設は、毎年6月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第613号(新設)

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 とさかのり・みりん養殖業  
 (2) 漁業時期 10月1日から翌年6月30日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度18分31.9秒、東経130度1分19.4秒  
 イ 北緯32度18分30.0秒、東経130度1分19.5秒  
 ウ 北緯32度18分31.2秒、東経130度1分25.2秒  
 エ 北緯32度18分33.0秒、東経130度1分24.5秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市河浦町河浦、今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦  
 4 条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
 (3) 養殖施設は、毎年6月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第614号(新設)

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 とさかのり・みりん養殖業  
 (2) 漁業時期 10月1日から翌年6月30日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度18分49.8秒、東経130度9分19.0秒  
 イ 北緯32度18分49.8秒、東経130度9分26.7秒  
 ウ 北緯32度18分56.3秒、東経130度9分26.7秒  
 エ 北緯32度18分56.3秒、東経130度9分19.0秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内  
 4 条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 養殖施設は、毎年6月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第615号(新設)

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 とさかのり・みりん養殖業  
 (2) 漁業時期 10月1日から翌年6月30日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市天草町大江地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度18分39.3秒、東経130度0分37.9秒  
 イ 北緯32度18分37.7秒、東経130度0分39.3秒  
 ウ 北緯32度18分39.8秒、東経130度0分42.7秒  
 エ 北緯32度18分41.2秒、東経130度0分41.3秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市天草町  
 4 条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 養殖施設は、毎年6月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第633号(新設)

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業  
 (2) 漁業時期 10月1日から翌年5月15日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市御所浦町横浦地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度22分10.8秒、東経130度20分29.2秒  
 イ 北緯32度22分10.8秒、東経130度20分26.7秒  
 ウ 北緯32度22分8.5秒、東経130度20分26.7秒  
 エ 北緯32度22分8.5秒、東経130度20分29.2秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)  
 4 条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んで

- はならない。
- (3) 養殖施設は毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第634号(新設)

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
  - (2) 漁業時期 10月1日から翌年5月15日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市御所浦町横浦地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 北緯32度22分22.8秒、東経130度20分45.7秒
    - イ 北緯32度22分22.8秒、東経130度20分43.8秒
    - ウ 北緯32度22分21.5秒、東経130度20分43.8秒
    - エ 北緯32度22分21.5秒、東経130度20分45.7秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)
- 4 条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 養殖施設は毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第635号(新設)

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
  - (2) 漁業時期 10月1日から翌年5月15日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市御所浦町横浦地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 北緯32度22分27.4秒、東経130度20分51.1秒
    - イ 北緯32度22分27.4秒、東経130度20分49.2秒
    - ウ 北緯32度22分26.1秒、東経130度20分49.2秒
    - エ 北緯32度22分26.1秒、東経130度20分51.1秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)
- 4 条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 養殖施設は毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第636号(新設)

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
  - (2) 漁業時期 10月1日から翌年5月15日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市天草町大江地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 北緯32度18分28.3秒、東経130度00分6.1秒
    - イ 北緯32度18分27.4秒、東経130度00分7.9秒
    - ウ 北緯32度18分28.9秒、東経130度00分9.2秒
    - エ 北緯32度18分29.9秒、東経130度00分7.5秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市天草町
- 4 条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 養殖施設は毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第867号(新設)

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
  - (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 北緯32度31分38.0秒、東経130度2分14.5秒
    - イ 北緯32度31分35.5秒、東経130度2分14.4秒
    - ウ 北緯32度31分35.9秒、東経130度2分19.1秒
    - エ 北緯32度31分38.2秒、東経130度2分19.1秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草郡苓北町
- 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第868号(新設)

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯32度16分59.7秒、東経130度9分0.6秒
- イ 北緯32度16分56.1秒、東経130度9分6.9秒
- ウ 北緯32度17分1.5秒、東経130度9分11.2秒
- エ 北緯32度17分5.1秒、東経130度9分4.8秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市河浦町宮野河内

4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第872号(新設)

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 うに養殖業
- (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町湯島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯32度35分58.8秒、東経130度20分3.5秒
- イ 北緯32度35分57.2秒、東経130度20分3.1秒
- ウ 北緯32度35分57.2秒、東経130度20分3.8秒
- エ 北緯32度35分58.8秒、東経130度20分4.2秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 上天草市大矢野町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第332号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 宇城市三角町戸馳地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯32度35分7.8秒、東経130度30分4.5秒
- イ 北緯32度34分53.6秒、東経130度30分23.0秒
- ウ 北緯32度35分17.6秒、東経130度30分48.9秒
- エ 北緯32度35分29.6秒、東経130度30分33.3秒
- オ 北緯32度35分20.0秒、東経130度30分22.9秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 宇城市三角町

4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第324号(新設)

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき支柱式養殖業
- (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 八代市鏡町北新地地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯32度35分13.8秒、東経130度34分32.8秒
- イ 北緯32度35分11.5秒、東経130度34分35.5秒
- ウ 北緯32度35分9.7秒、東経130度34分33.3秒
- エ 北緯32度35分12.0秒、東経130度34分30.6秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 八代市鏡町

4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第325号(新設)

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき支柱式養殖業
- (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 八代市昭和同仁町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区

域

- ア 北緯32度34分39.8秒、東経130度34分42.4秒
- イ 北緯32度34分38.9秒、東経130度34分44.0秒
- ウ 北緯32度34分36.3秒、東経130度34分41.7秒
- エ 北緯32度34分37.2秒、東経130度34分40.1秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 八代市昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町

4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第326号(新設)

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき支柱式養殖業
- (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 八代市昭和同仁町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区

域

- ア 北緯32度34分20.0秒、東経130度34分52.3秒
- イ 北緯32度34分18.9秒、東経130度34分55.9秒
- ウ 北緯32度34分15.9秒、東経130度34分54.6秒
- エ 北緯32度34分17.0秒、東経130度34分51.0秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 八代市昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町

4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第327号(新設)

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき支柱式養殖業
- (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡芦北町女島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区

域

- ア 北緯32度16分44.5秒、東経130度27分59.8秒
- イ 北緯32度16分41.4秒、東経130度27分58.5秒
- ウ 北緯32度16分42.1秒、東経130度27分56.2秒
- エ 北緯32度16分45.2秒、東経130度27分57.6秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 葦北郡芦北町(芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く)

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第340号(新設)

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 八代市鏡町北新地地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区

域

- ア 北緯32度35分16.1秒、東経130度34分30.2秒
- イ 北緯32度35分13.8秒、東経130度34分32.8秒
- ウ 北緯32度35分12.0秒、東経130度34分30.6秒
- エ 北緯32度35分14.2秒、東経130度34分27.4秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 八代市鏡町

4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第341号(新設)

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで

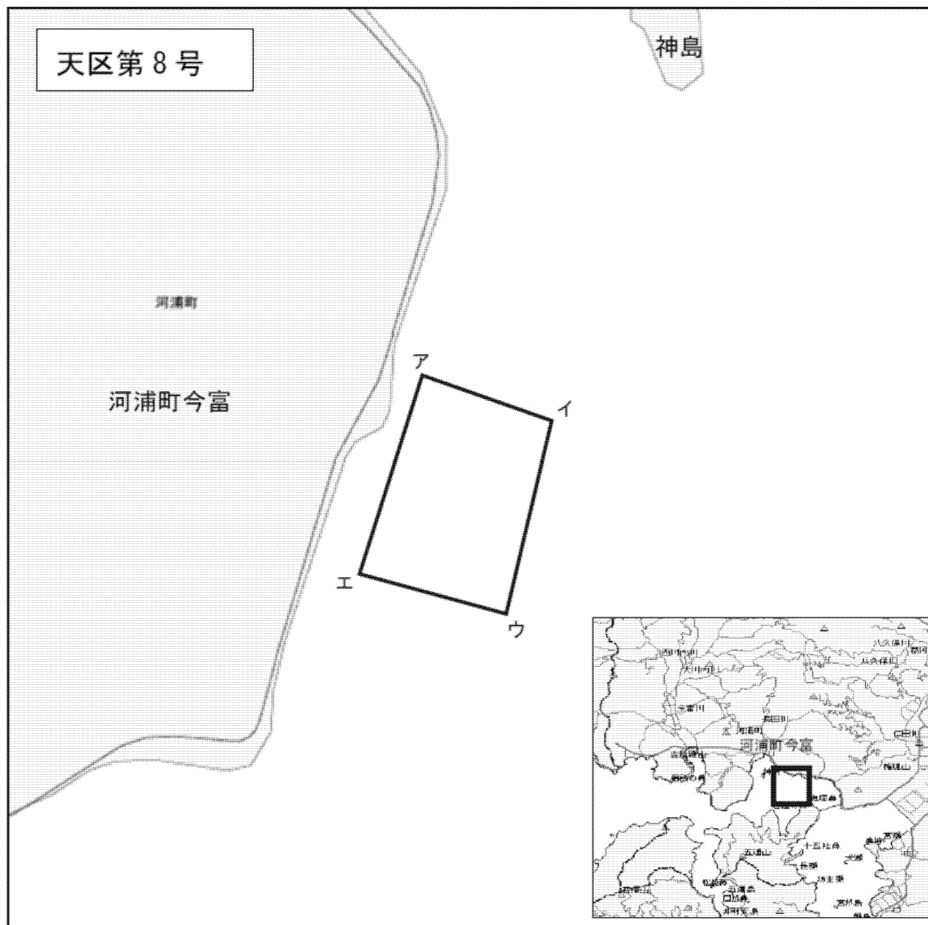
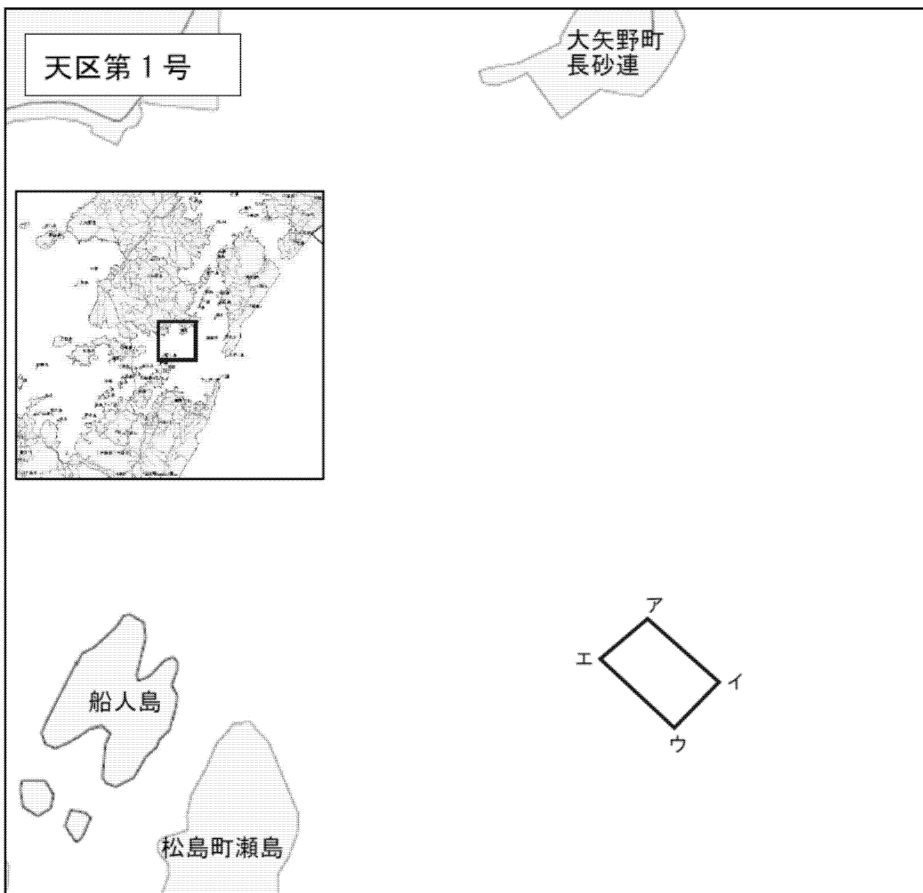
- (3) 漁場の位置 八代市昭和同仁町地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 北緯32度34分15.3秒、東経130度35分26.4秒
    - イ 北緯32度34分12.0秒、東経130度35分39.2秒
    - ウ 北緯32度34分10.8秒、東経130度35分38.8秒
    - エ 北緯32度34分14.0秒、東経130度35分25.9秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 3 関係地区 八代市昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

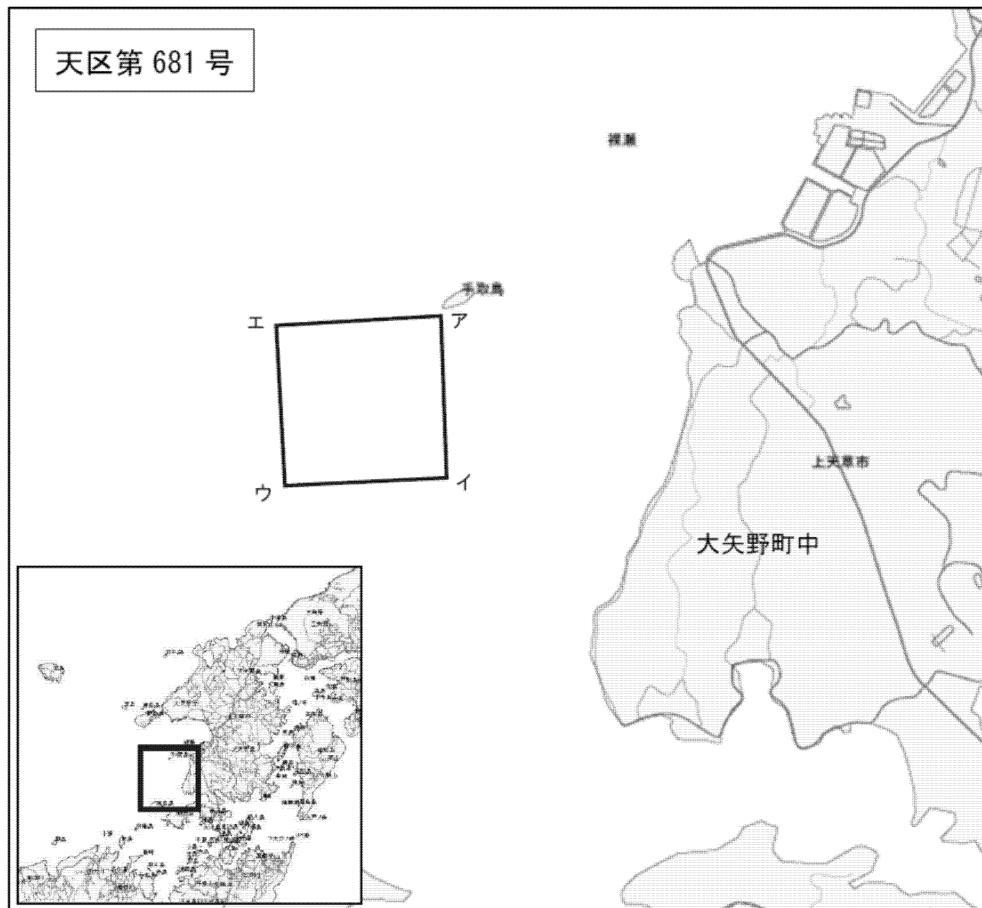
免許予定日 令和8年9月1日

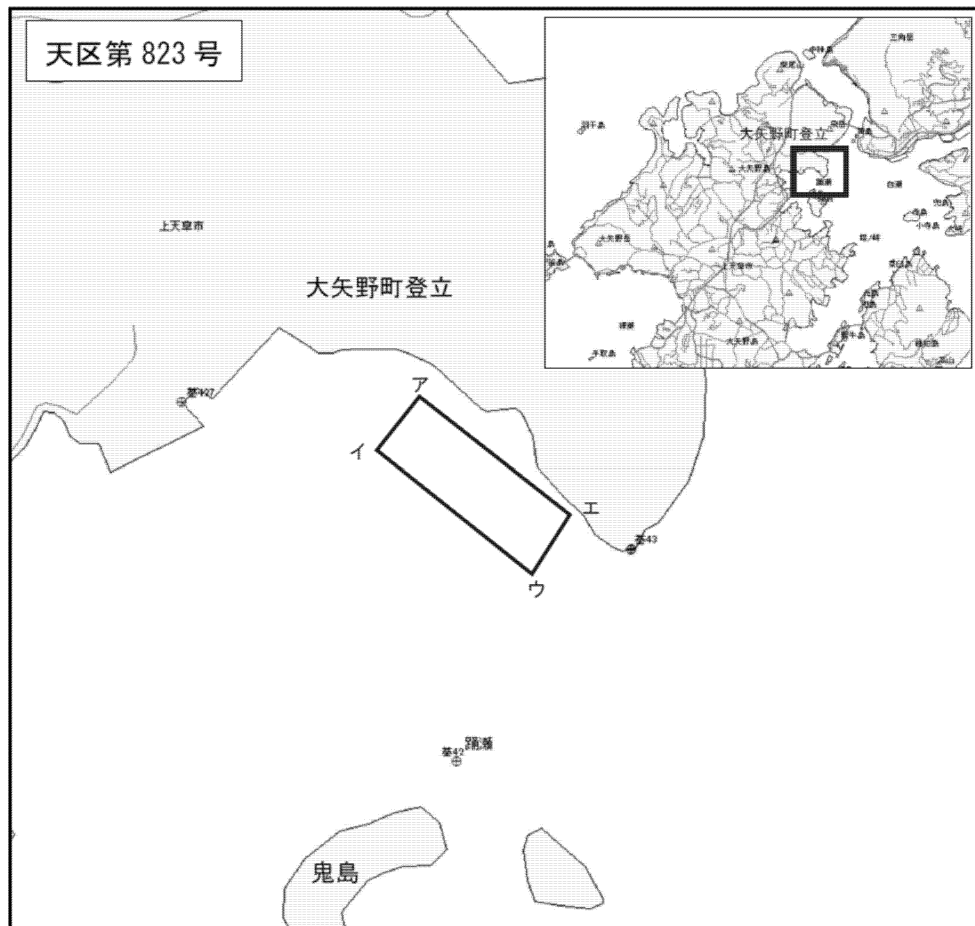
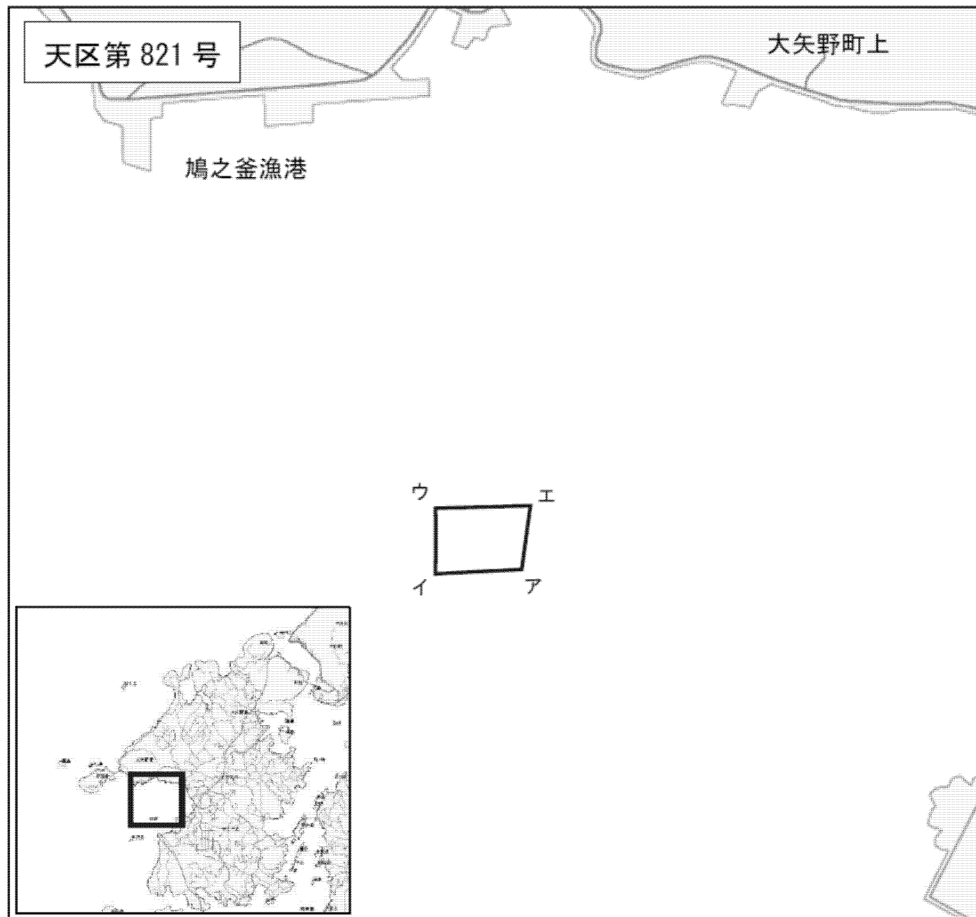
存続期間 天区第1号及び天区第8号にあっては、令和8年9月1日から令和15年8月31日まで  
上記以外にあっては、令和8年9月1日から令和10年8月31日まで

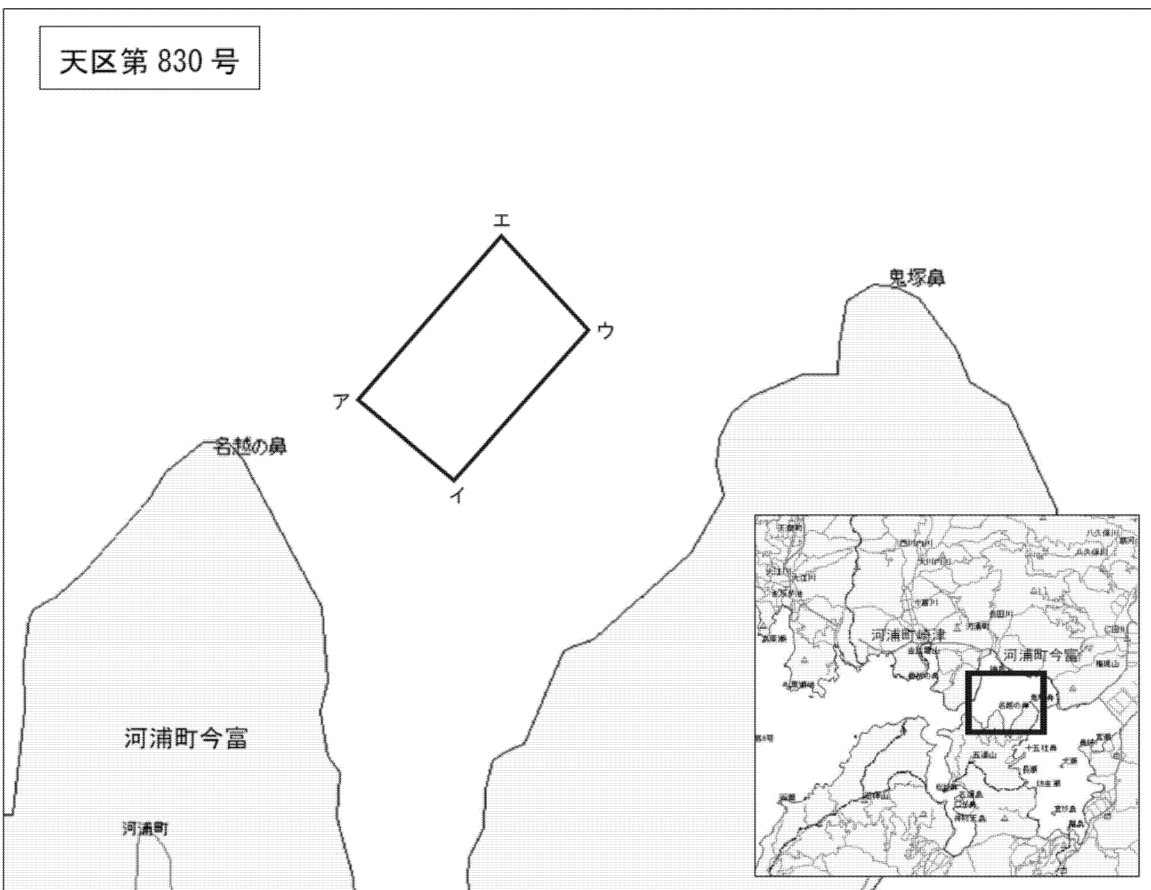
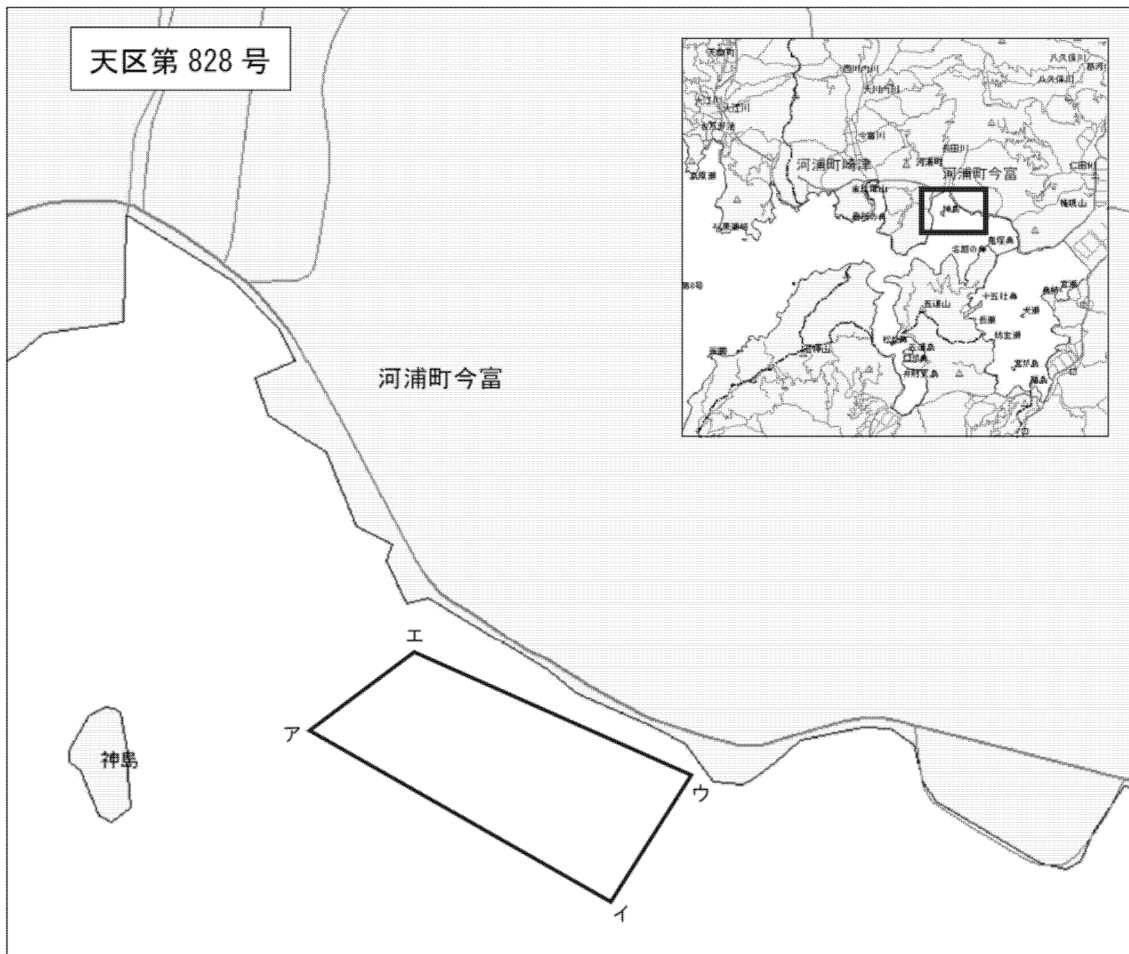
漁場図

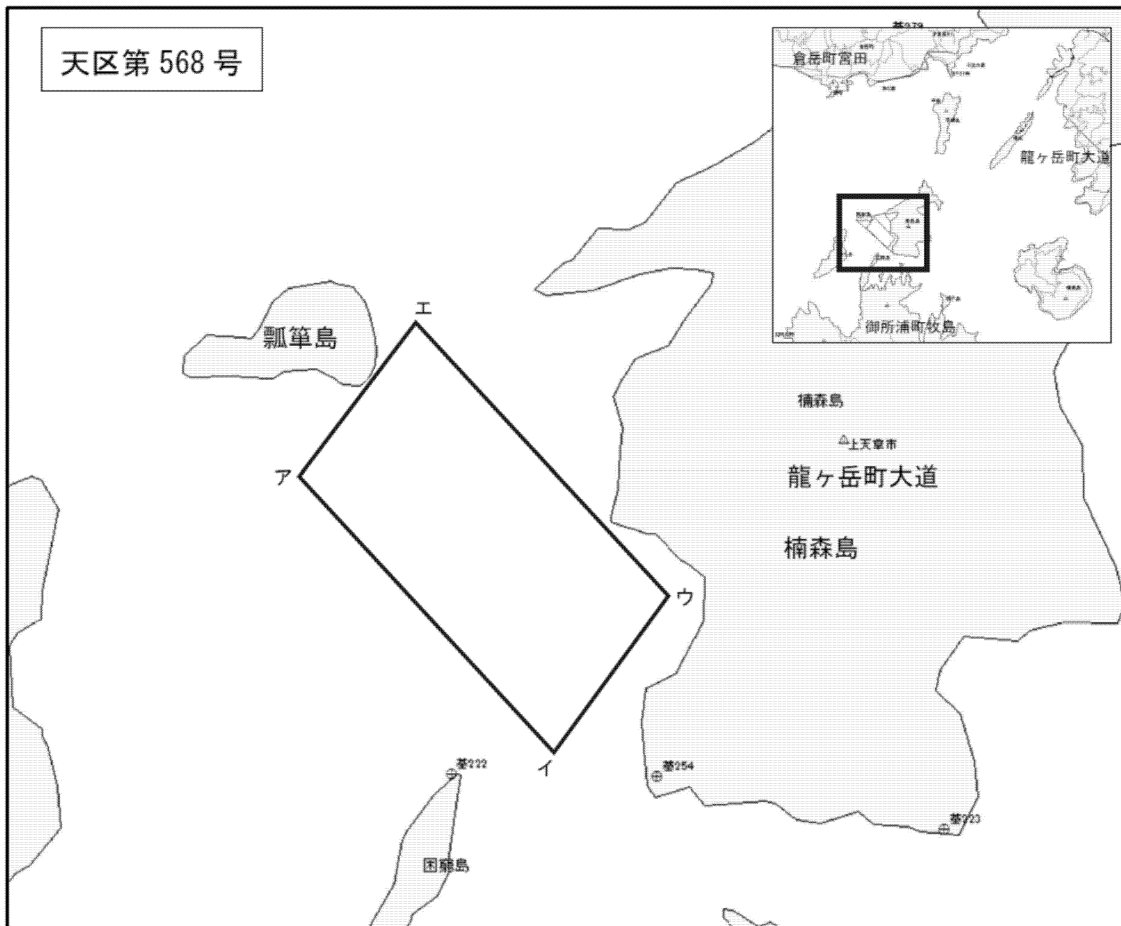
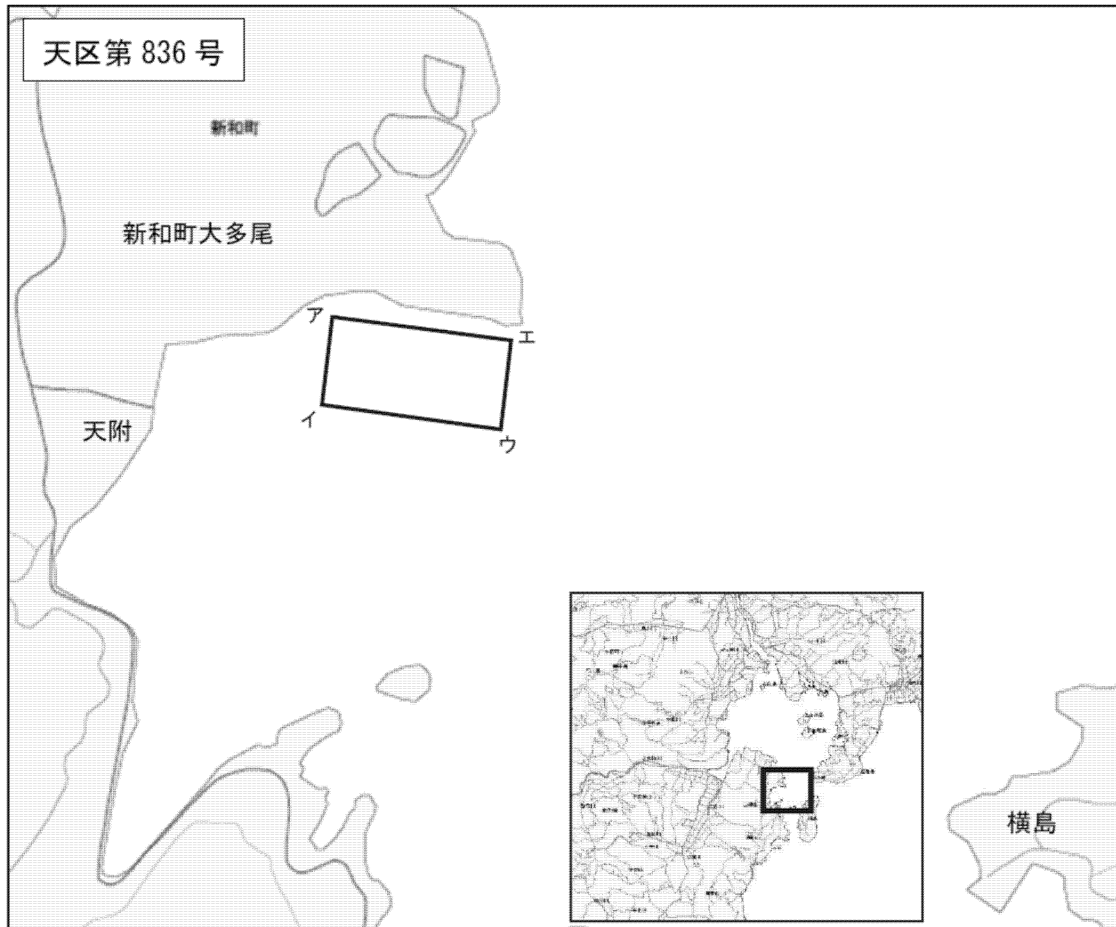
別添

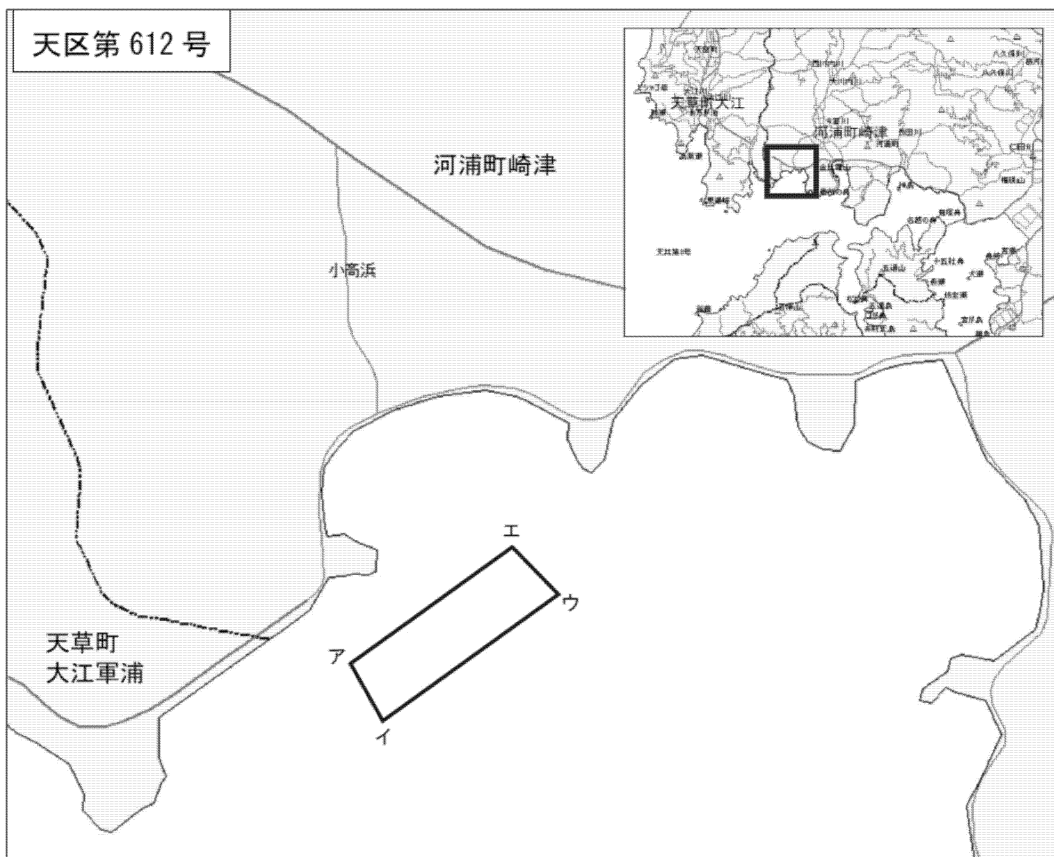


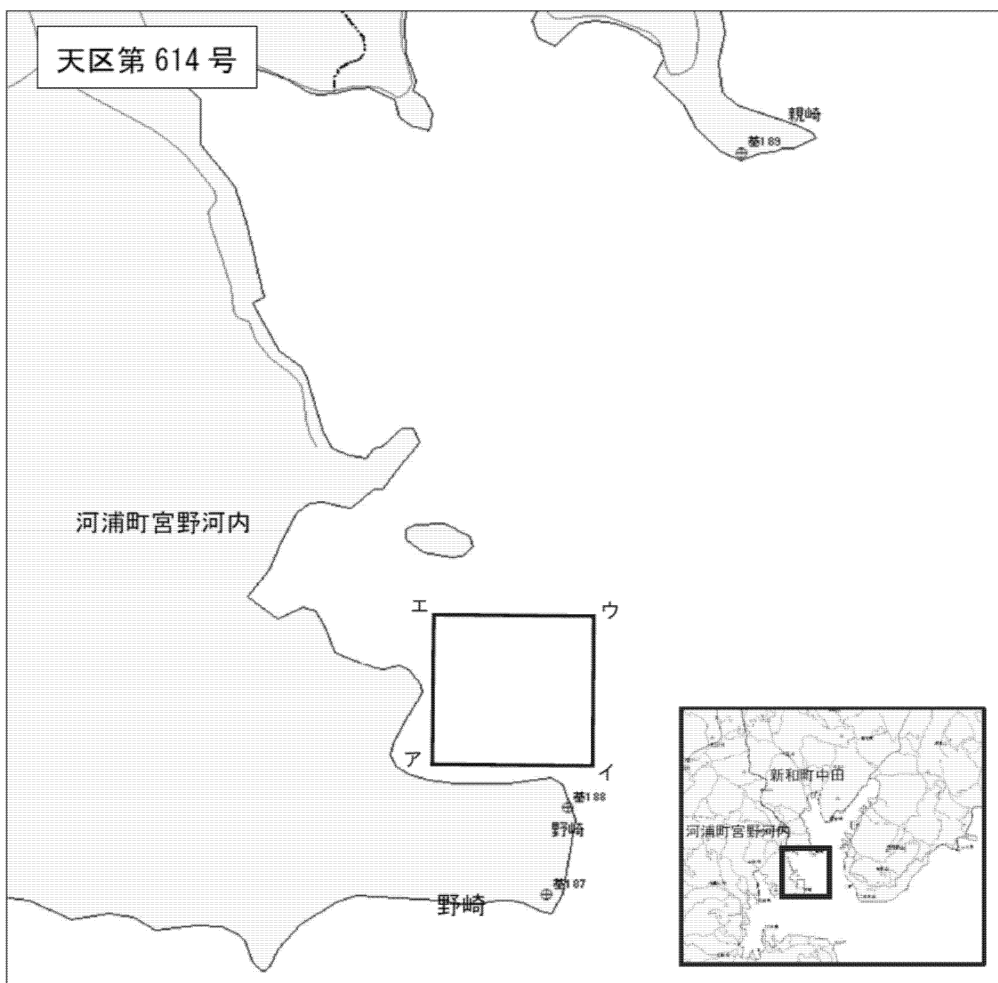
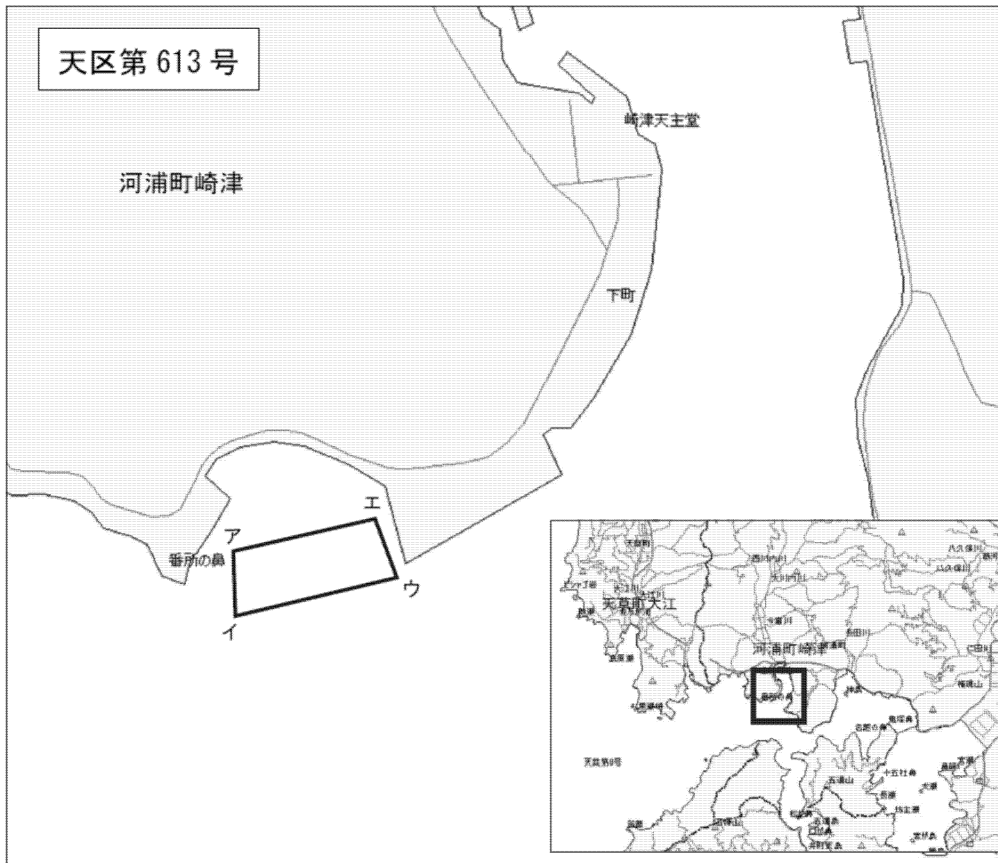


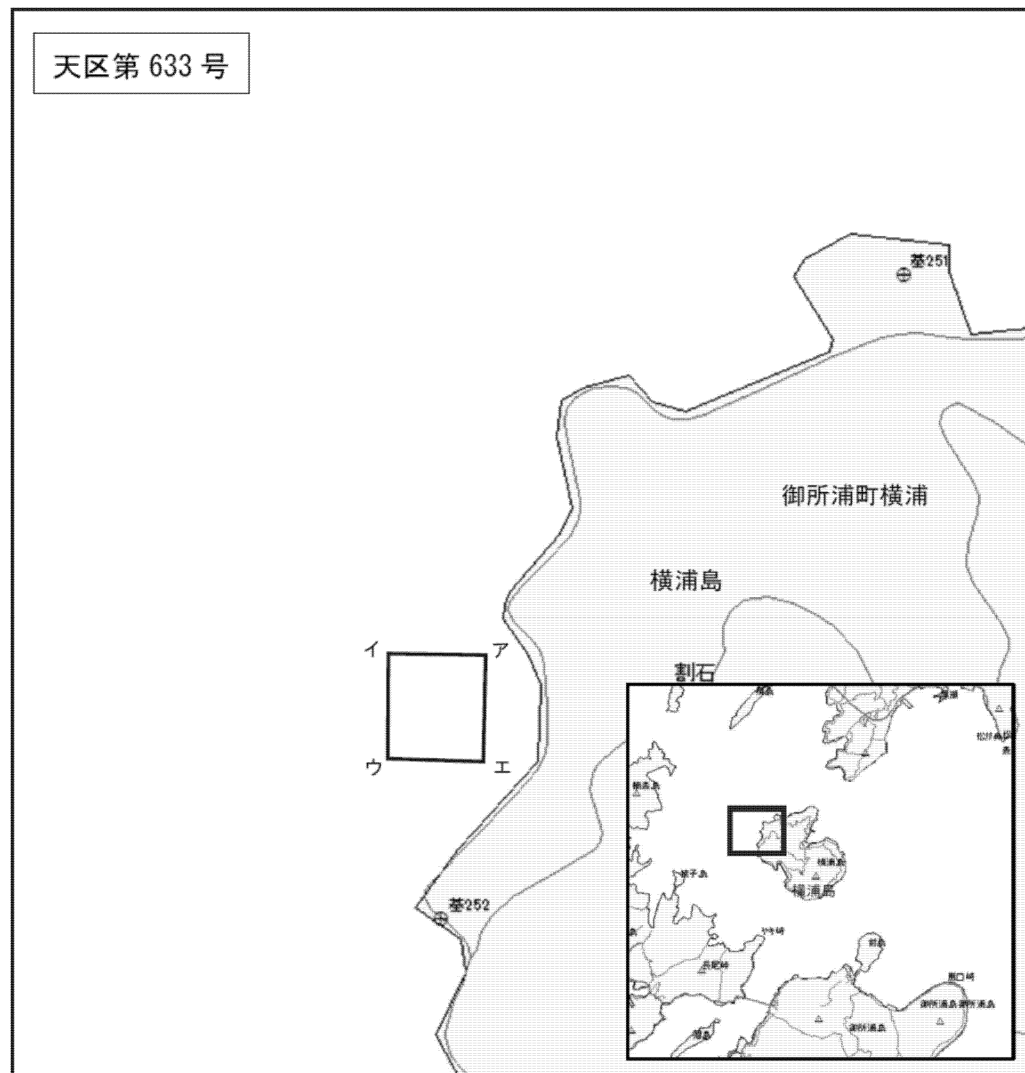
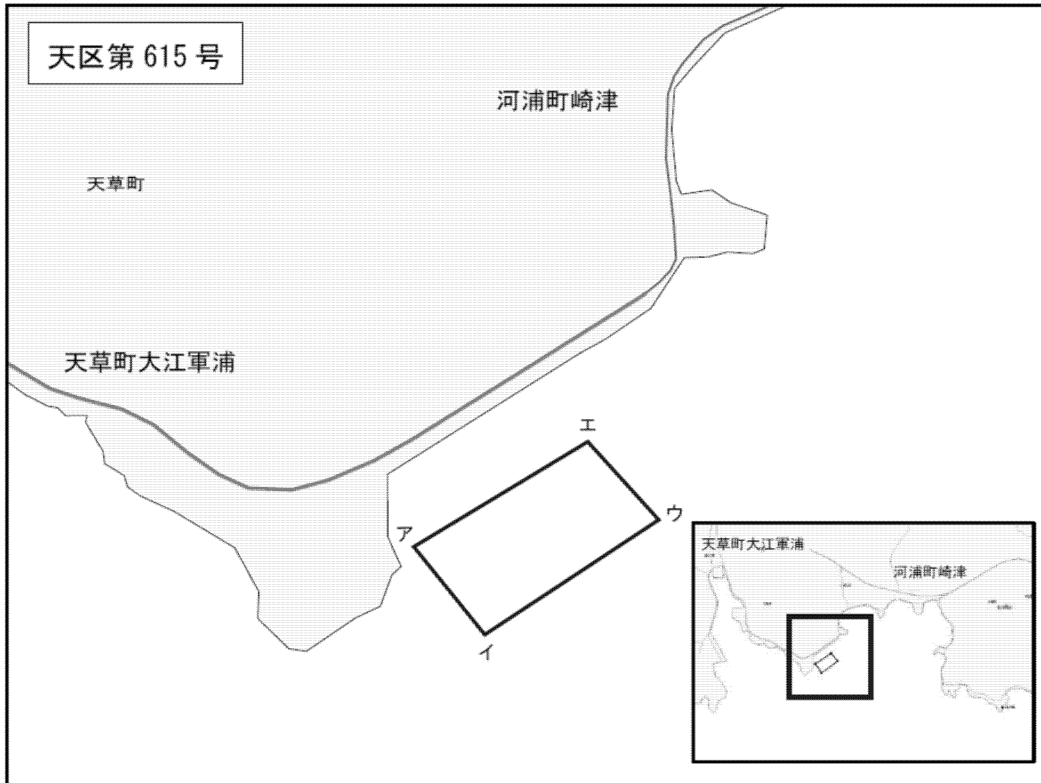


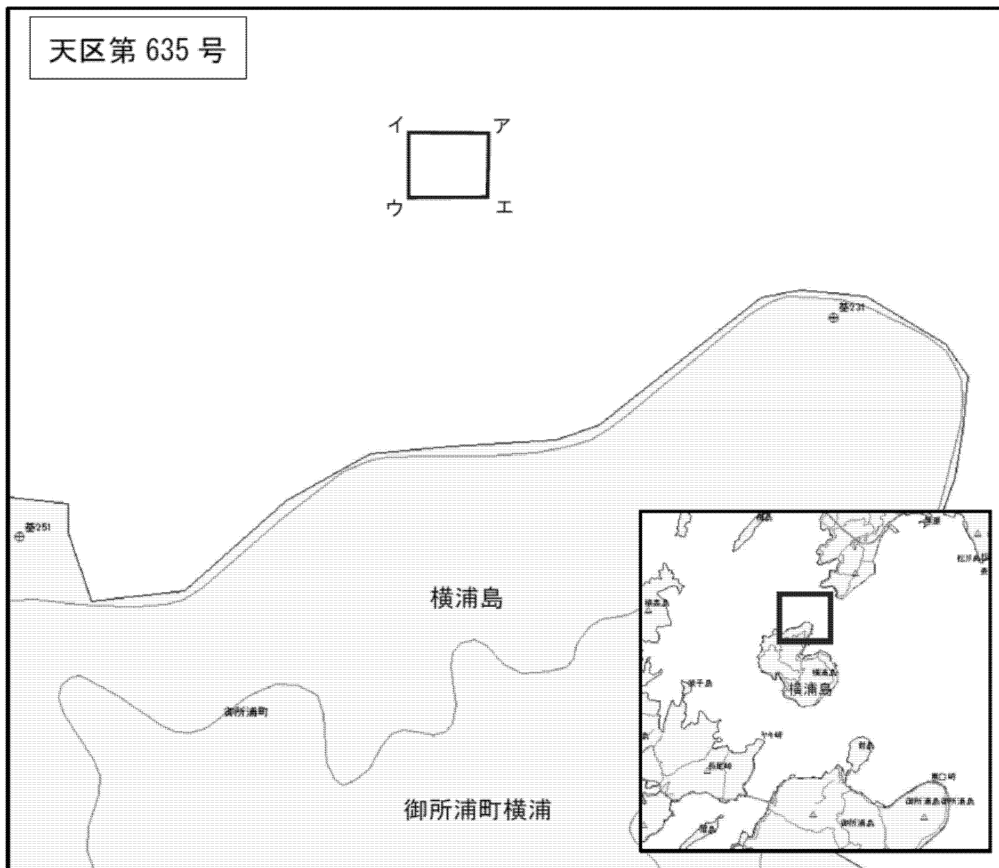
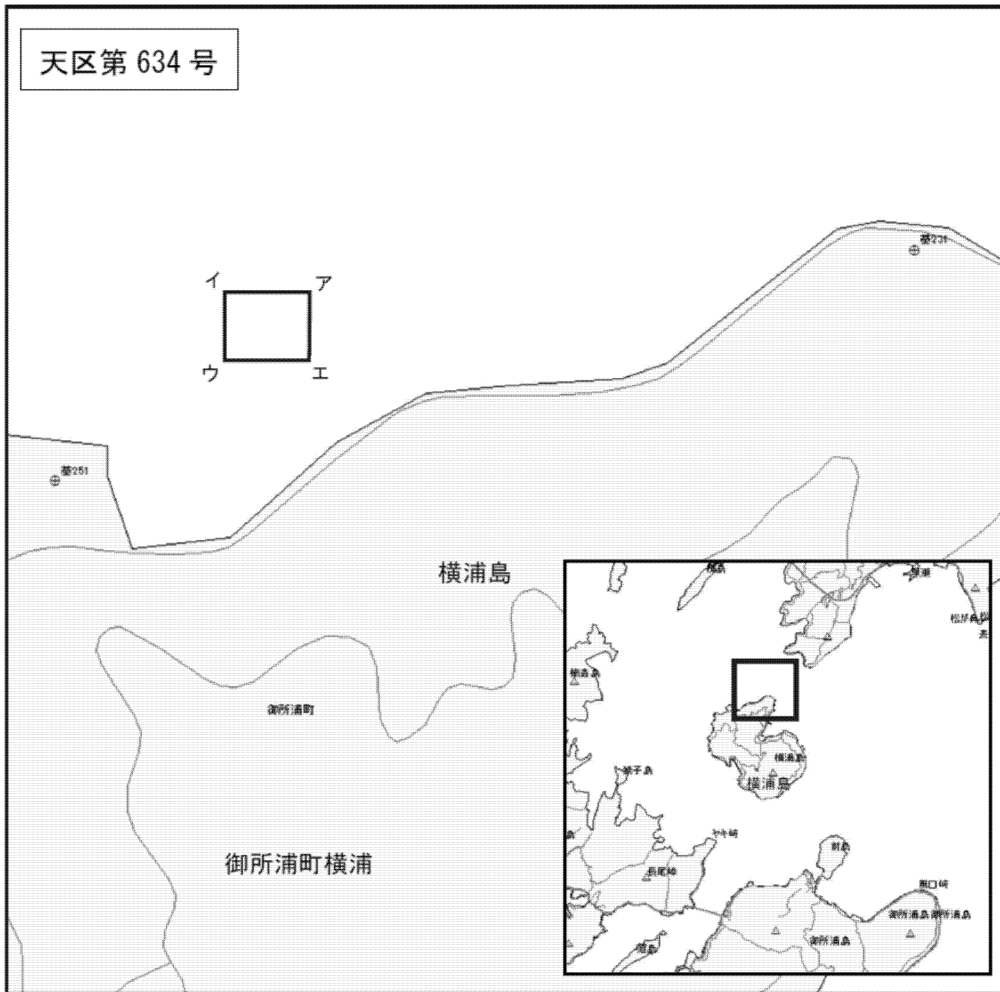


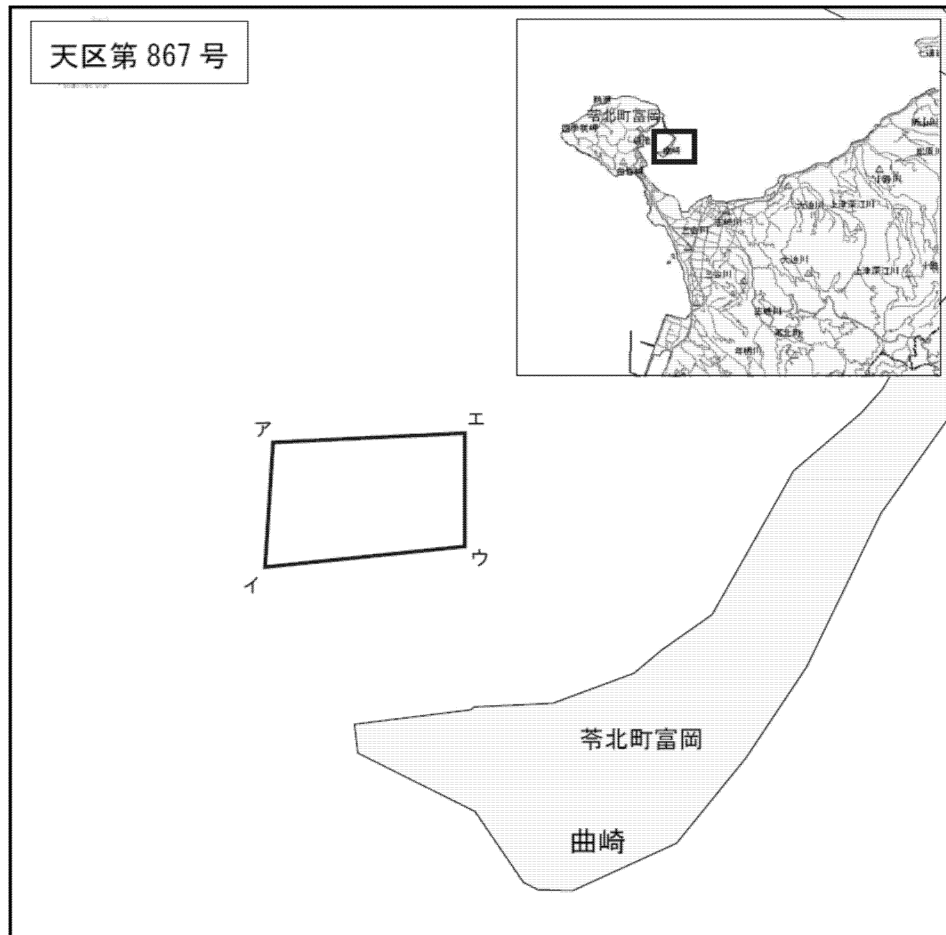
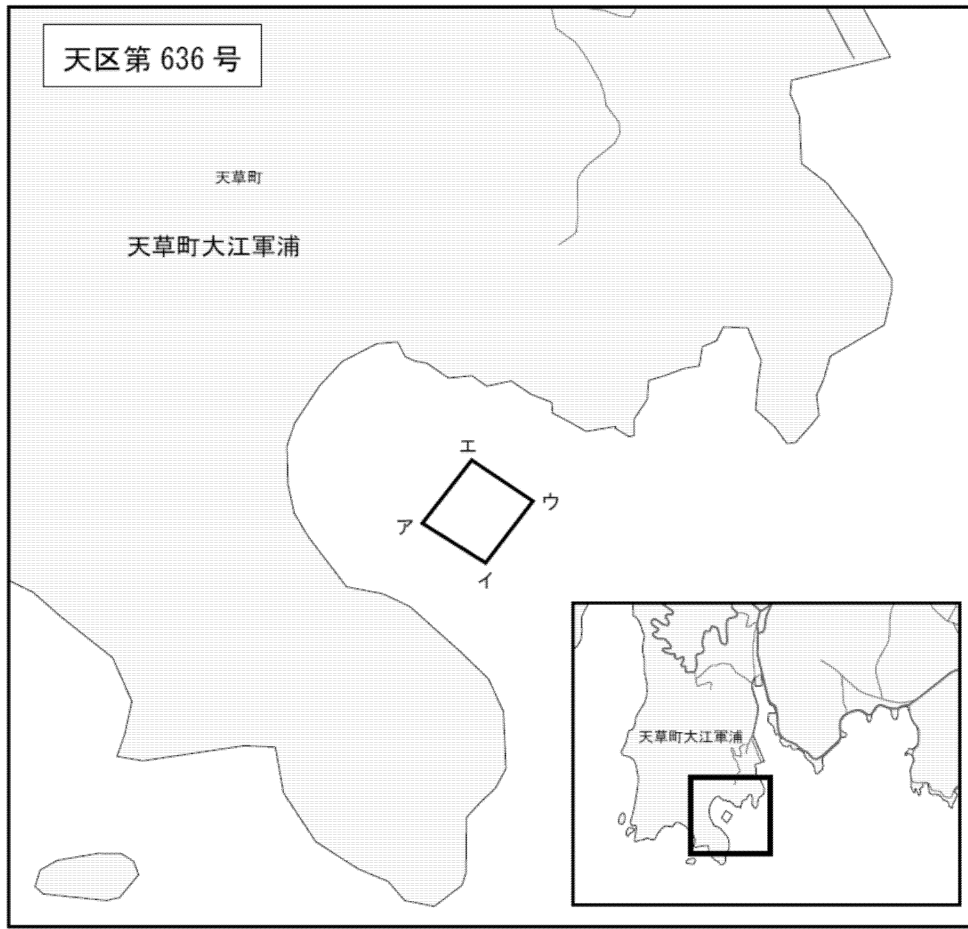


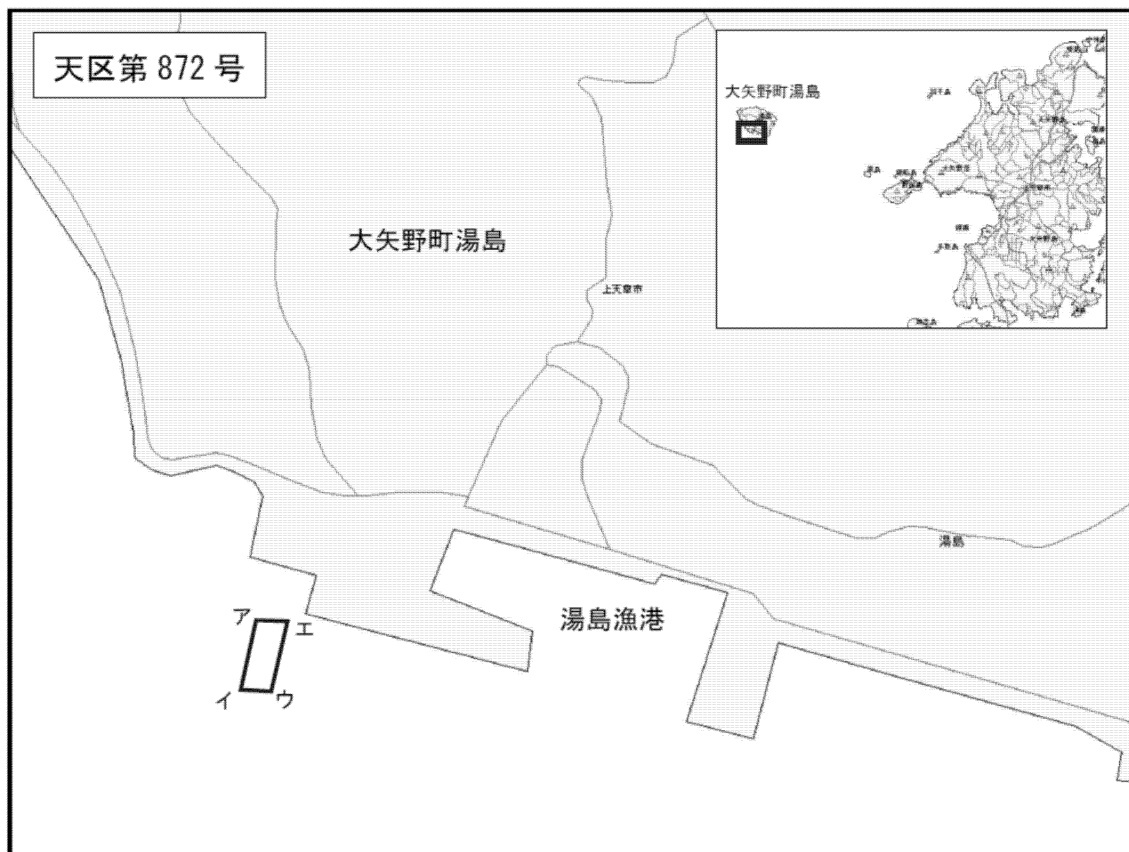
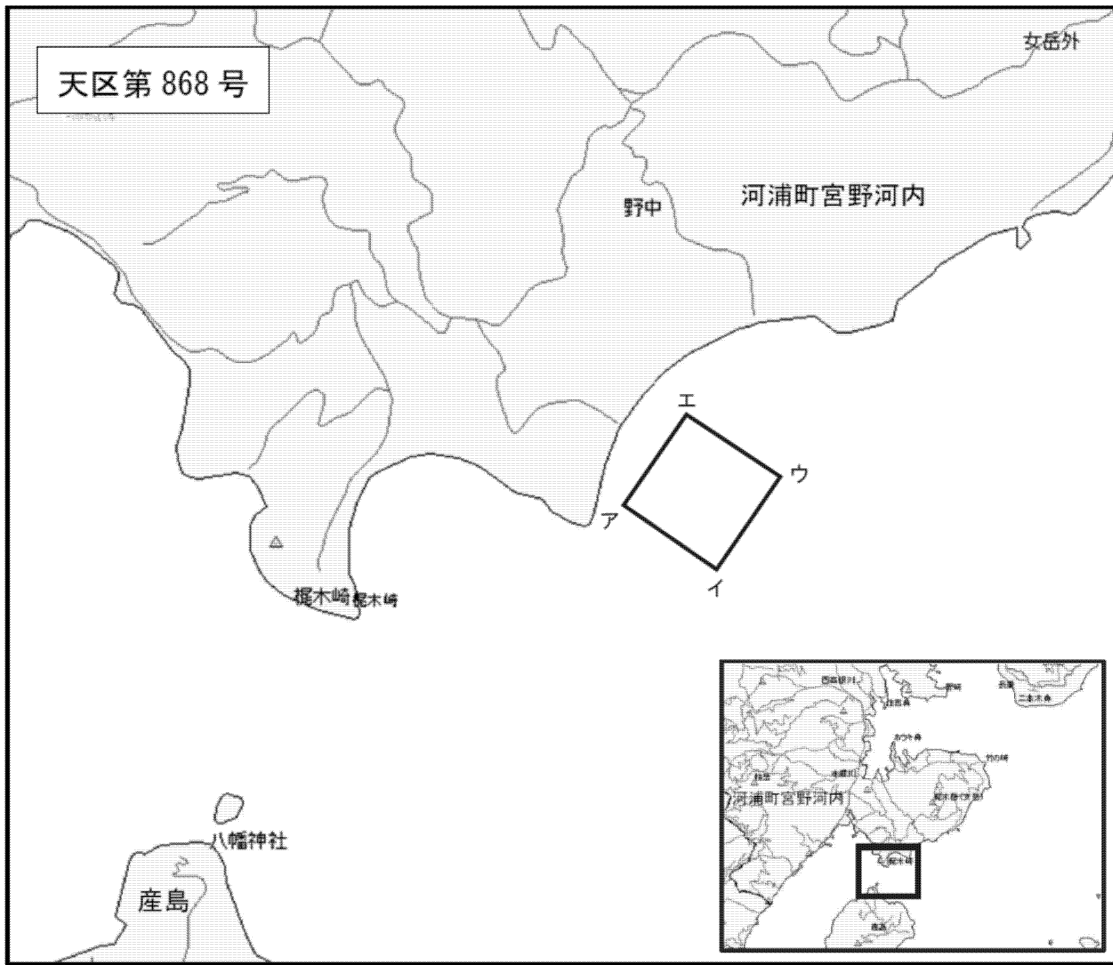


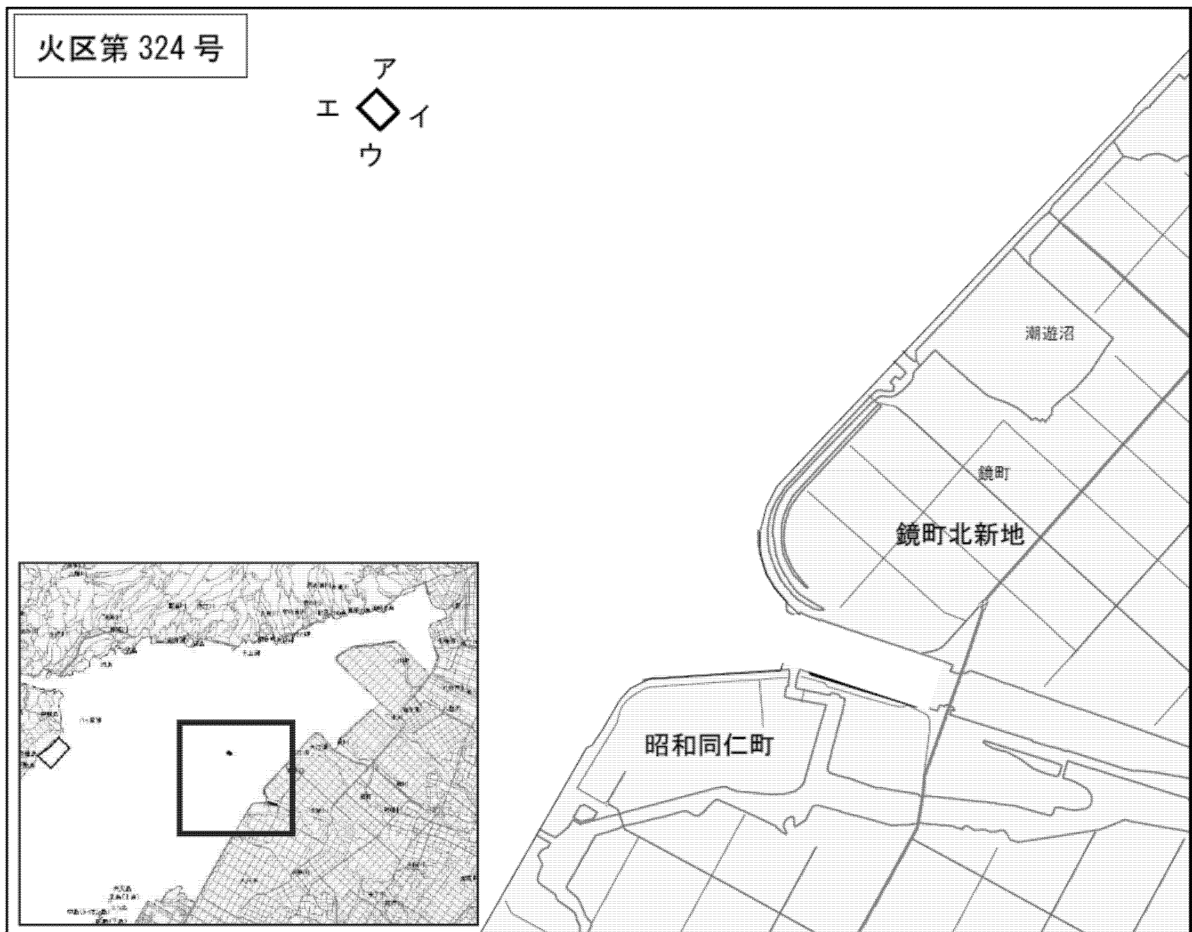
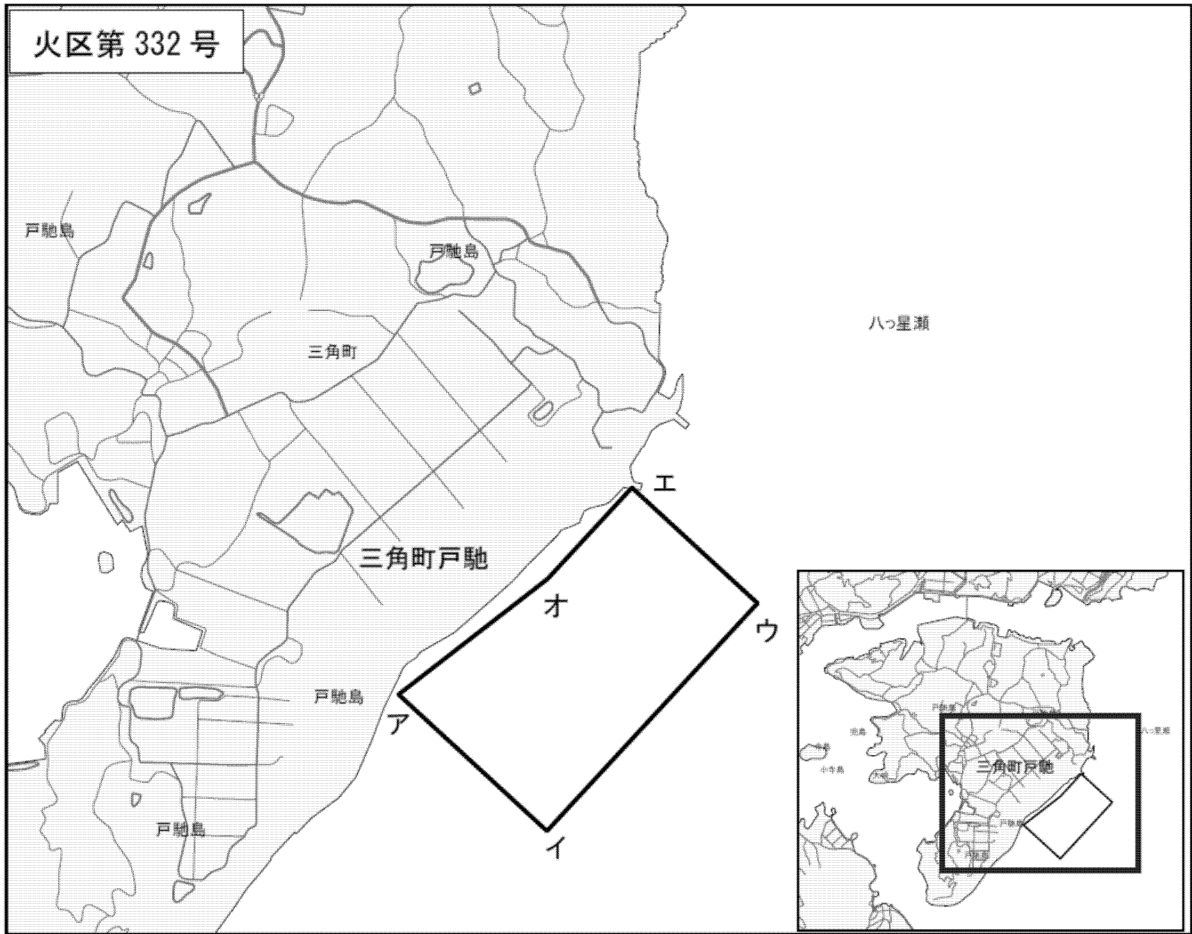




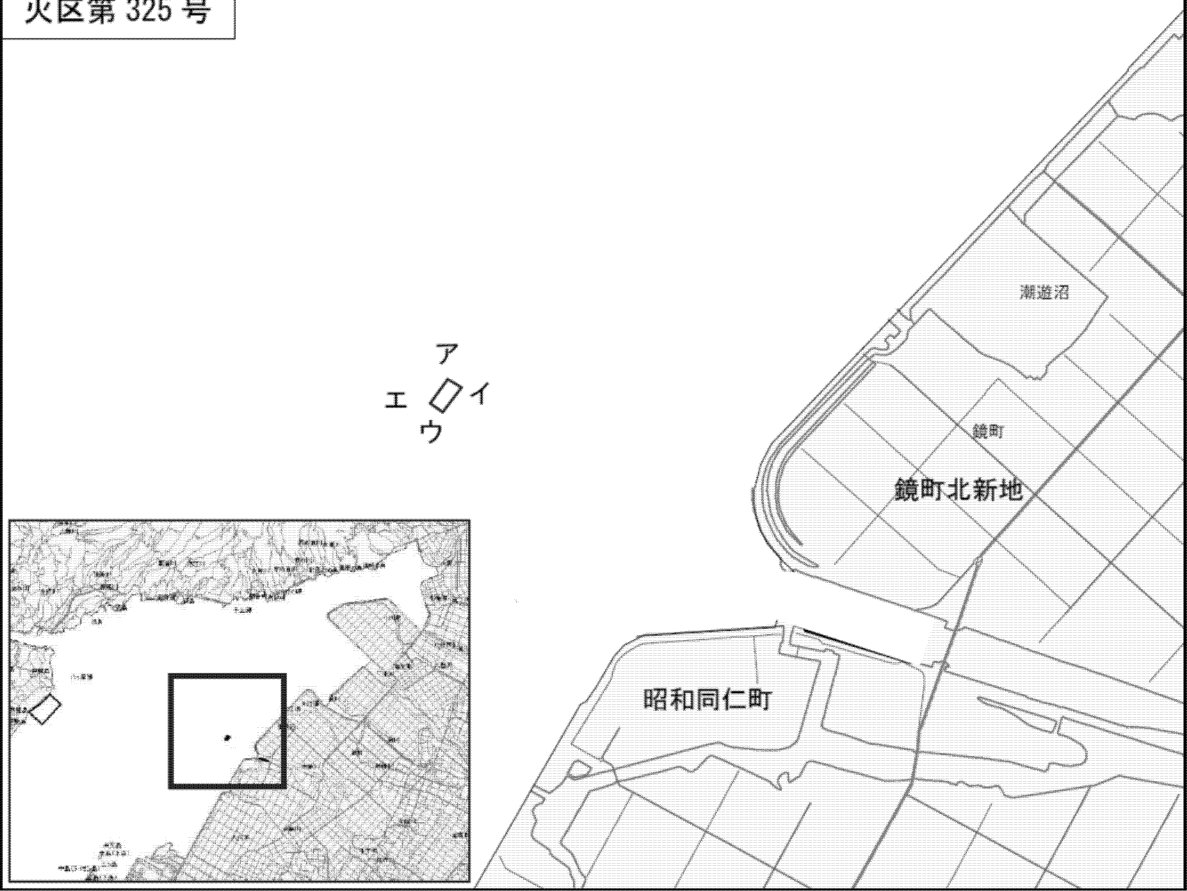




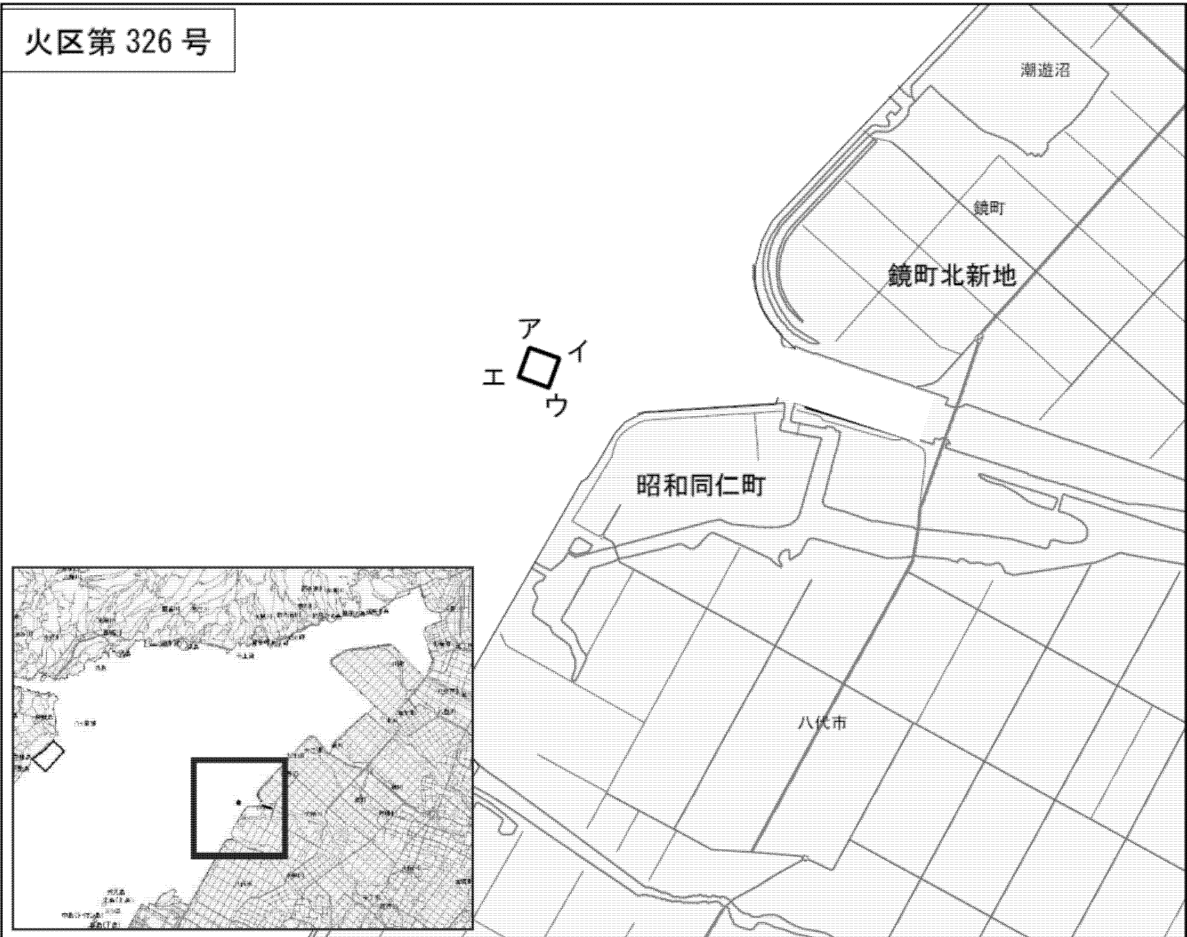


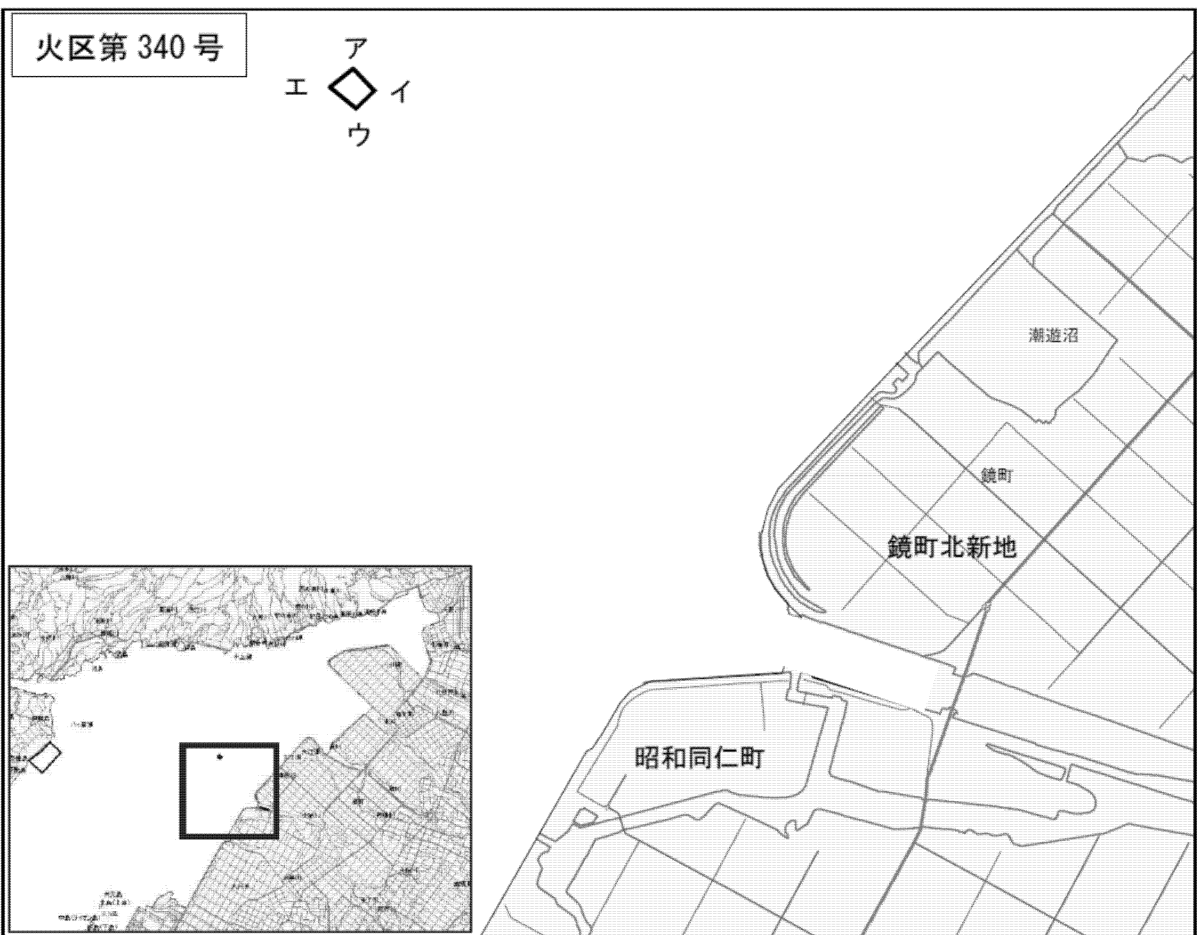
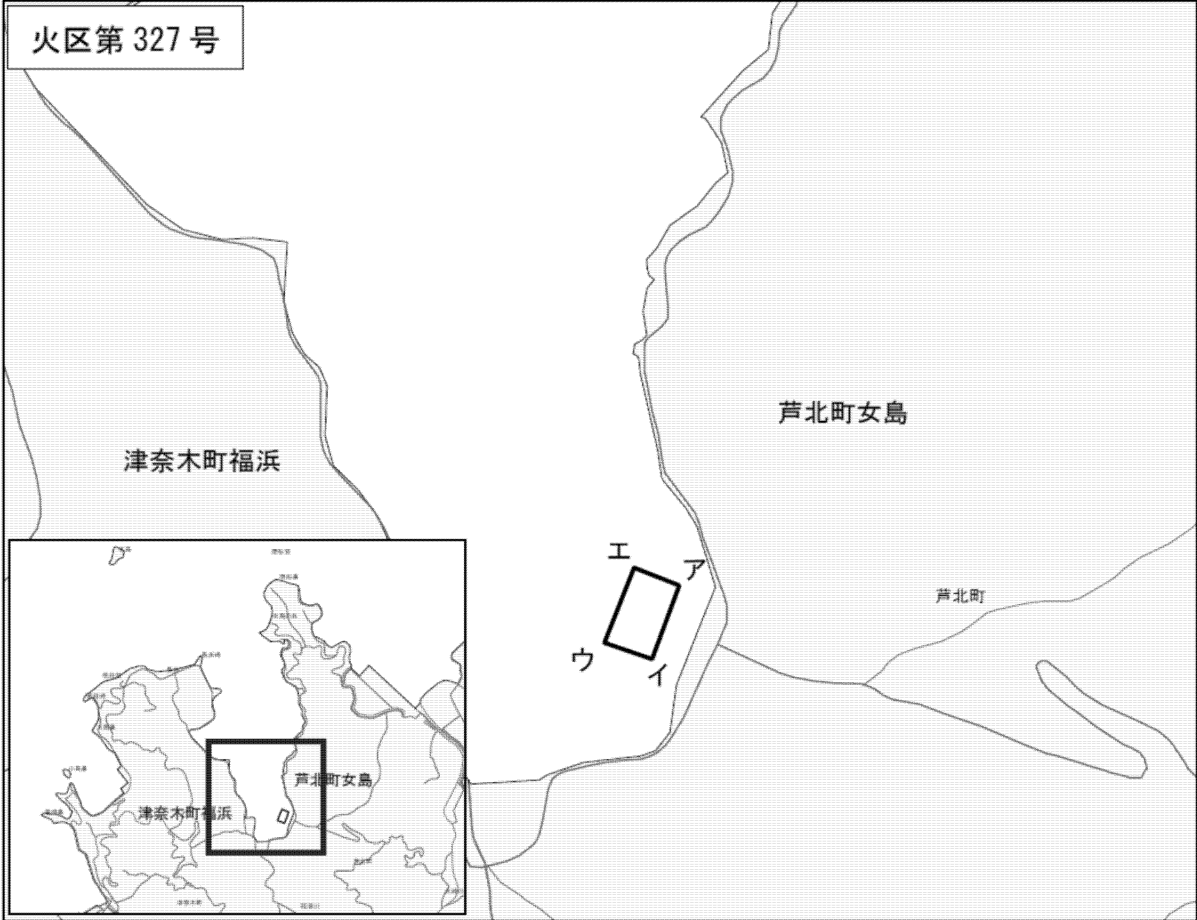


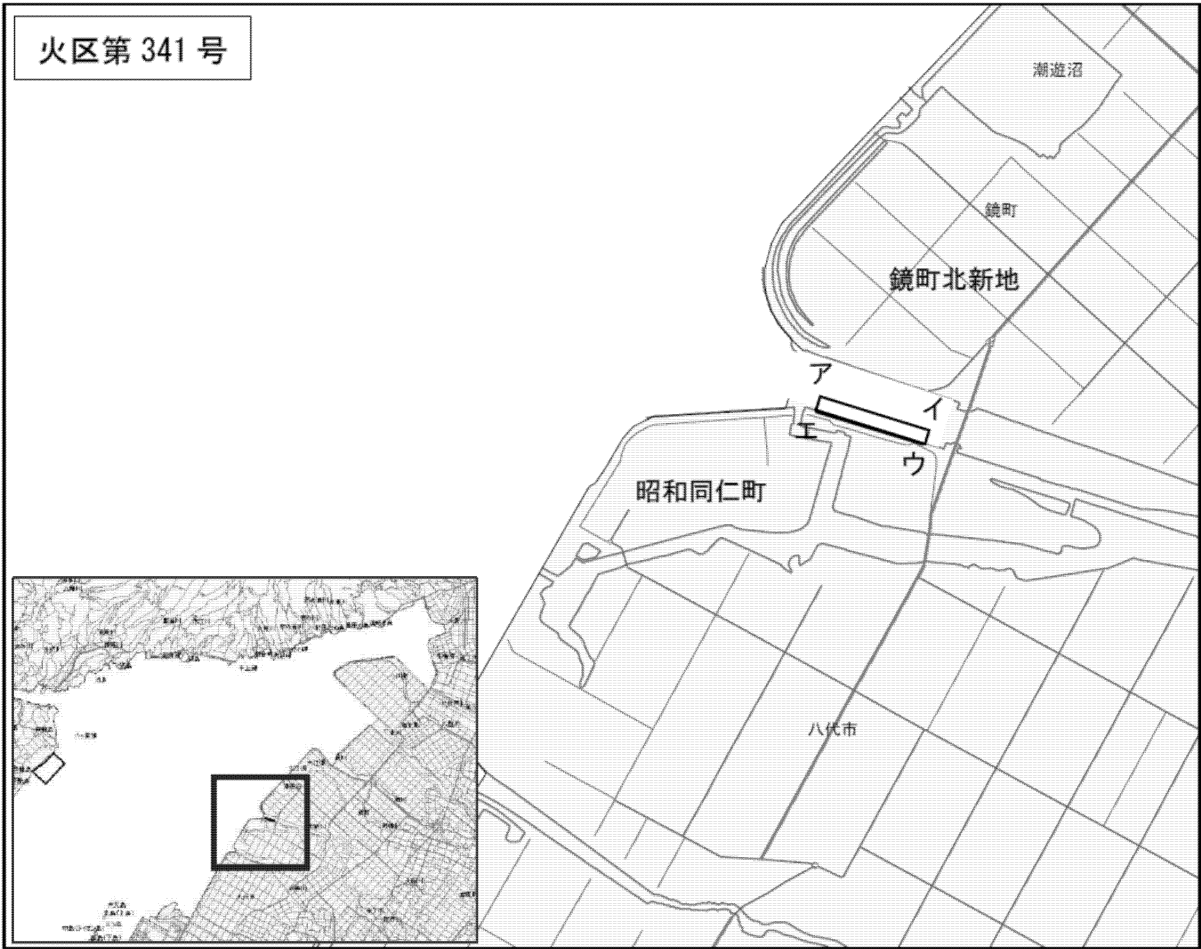
火区第325号



火区第326号







**熊本県有明海区漁業調整委員会告示第1号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定に基づき、熊本県有明海区における漁場計画の変更に関する公聴会の開催日時及び開催場所並びに漁場計画を次のとおり告示する。

令和8年（2026年）4月21日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 橋本 孝

- 1 開催日時 令和8年（2026年）5月8日（金）午前10時00分から
- 2 開催場所 熊本県庁行政棟本館8階801会議室（熊本市中央区水前寺六丁目18-1）

3 熊本県有明海区漁場計画の変更（案）

下記を除く漁場計画については、令和5年5月30日熊本県告示第466号の内容から変更がないため記載を省略する。なお、別添として、漁場図を添付する。  
また、漁場計画の変更（案）は、当委員会事務局（熊本県庁水産振興課内）において閲覧に供する。

4 その他

公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、従事する漁業又は職業及び意見の概要を記載した書面を令和8年（2026年）5月7日（木）午後5時15分までに当委員会事務局へ提出してください。

なお、公聴会において、公述者の代理人として意見を述べようとする者は、代理人であることを証明する書面を持参してください。

漁場計画番号 有区第83号（新設）

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき支柱式養殖業
- (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 玉名市滑石地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯32度51分54.0秒、東経130度30分35.9秒  
 イ 北緯32度51分58.1秒、東経130度30分29.9秒  
 ウ 北緯32度51分54.2秒、東経130度30分26.5秒

- エ 北緯32度51分50.1秒、東経130度30分32.4秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 3 関係地区 玉名市滑石、小浜
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

免許予定日 令和8年9月1日  
 存続期間 令和8年9月1日から令和10年8月31日まで

別添

漁場図



熊本県労働委員会告示第1号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定によるあっせん員候補者は、次のとおりである。

令和8年（2026年）4月21日

熊本県労働委員会会長 村 田 晃 一

氏 名	現 職
村 田 晃 一	熊本県労働委員会会長 弁護士
紺 屋 博 昭	熊本県労働委員会会長代理 熊本大学大学院人文科学研究部教授
山 村 康 一	熊本県労働委員会公益委員 弁護士

坂 田 敦 子	熊本県労働委員会公益委員 尚綱大学学長
丸 住 朋 枝	熊本県労働委員会公益委員 弁護士
木 村 光 伸	熊本県労働委員会労働者委員 自治労熊本県本部執行委員長
小 材 和 博	熊本県労働委員会労働者委員 電機連合熊本地方協議会議長
西 広 継	熊本県労働委員会労働者委員 U Aゼンセン熊本県支部支部長
森 田 操	熊本県労働委員会労働者委員 連合熊本副事務局長
松 元 寿 幸	熊本県労働委員会労働者委員 情報労連熊本県協議会議長
岩 永 秀 則	熊本県労働委員会使用者委員 熊本県経営者協会専務理事
坂 本 ミ オ	熊本県労働委員会使用者委員 株式会社CSプランニング取締役
松 内 隆 典	熊本県労働委員会使用者委員 株式会社熊本放送取締役
永 田 佳 子	熊本県労働委員会使用者委員 株式会社くまもとKDSグループ代表取締役
小 田 俊 一 郎	熊本県労働委員会使用者委員 肥後オフィスビジネス株式会社代表取締役社長
石 井 利 幸	熊本県労働委員会事務局長
石 松 靖 浩	熊本県労働委員会事務局審査調整課長